掛川市教育振興基本計画(後期)

人づくり構想かけがわ



平成 30 年 3 月



掛川市教育委員会

目 次

第1	部	序			•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
			1	後期	計	画策	定	のi	趣旨	; •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
			2	計画	可の	立置	づ	け	及て	が性	:格	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
			3	後期	計	画対	象	期	間·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
			4	新教	育	委員	会	制力	变	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
第2	部	総論	·		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	第1	章	教育	の歩	み	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
			1	国•	県の	の取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
			2	市の	取約	組	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	第2	2章	教育	を取	ζ りき	巻く	社	会(の溝	明济	Ĉ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
			1	少子	高	齢化	(D)	進行	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
			2	環境	問題	題へ	の	取為	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
			3	高度	情	報化	(D)	進	展	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
			4	安全	<u> </u>	安心	0	確	₩.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
			5	生涯	学	習社	会	の	実現	見	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
			6	国際	《化	の進	展			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	О
			7	分権	型	社会	~	のネ	多行	Ţ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	О
	第3	章	教育	の主	要	課題	į	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	2
			1	次代	たをす	担う	人	材	育瓦	犮	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	2
			2	教育	うけ	句上	と	開	かオ	た	.特	色	あ	る	学	校	•	袁	づ	<	り		•	•	•		1	2
			3	多椋	きなく	体験	活	動	のす	艺美	<u>ځ</u>	豊	カ	な	心	0)	育	成		•	•	•	•	•	•		1	2
			4	社会	: の	変化	に	対	むす	トる	教	育	環	境	の	整	備	充	実		•	•	•	•	•		1	3
			5	人生	を	豊か	に	す	る 4	上涯	学	習	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
			6	地域	えそえ	れぞ	れ	の <u> </u>	楚史	⊢ •	芸	能	•	文	化	0	尊	重		•	•	•	•	•	•		1	4
	第4	章	「人	づく	りす	冓想	カゝ	けれ	がま)	0)	基	本	目	標	•	基	本	方	針		•	•	•	•		1	5
	第5	章	各分	野の	基	本目	標			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	7
	第6	章	施策	の体	系	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	9
				幼児	教	育	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	9
				学核	教	育	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	0
				社会	·教·	育	•																				2	1

				図書	館		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
第3	8 部	各論	i •		•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	2
	第1	章	幼児	教育	Ĩ	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	2
			1	「生	Ξŧ	る	力」	0	り基	。礎	を	育	む	教	育	内	容	の <u>;</u>	充	実				•	•	•	2	2
			2	幼児	己教	育	士	の資	資質	ĵ.	意	欲	の	向.	上		•	•	•	•	•			•	•	•	2	3
			3	安全	<u> </u>	安	<u>ل</u>	な屋	園環	境	の	整	備		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	5
			4	家庭	きや	地:	域化	主具	已等	لے اِ	連	携	し	た	遠		•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	6
			5	認定	₹C	ど	t [慰亻	との	推	進			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	2	8
	第2	章	学校	教育	Ĭ	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	C
			1	「硝	全カコ	な	学	カ」	T.	向	上	を	目	指	す	学	校		•		•	•	•	•	•	•	3	C
			2	豊カ	な	感	性、	仮	多動	っか	な	心	身	を	育	to	学	校		•	•	•	•	•	•	•	3	2
			3	家庭	きや	地:	域	等と	2連	携	し	た	開:	カン	れ	た	学	校		•	•			•	•	•	3	5
			4	信頼	頁さ	れ	る <u>*</u>	学村	交	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
			5	安全	<u> </u>	安	<u>ل</u>	な孝	 女育	環	境	の	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
			6	安全	<u> </u>	安	<u>ل</u>	な当	学校	給	食	の	推:	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
	第3	章	社会	教育	Ĭ	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
			1	次什	じを	担	うき	青少	少年	健	全	育	成	の:	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
			2	家庭	€教	育	力(のば	与上	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
			3	生き	が	い	に	茜も	うた	豊	カゝ	な	人	• ;	暮	5	し	づ	<	り		•	•	•	•	•	4	8
			4	郷土	_の	歴	史	やブ	文化	で	愛	す	る	ر ا	の [:]	育	成		•	•	•		•	•	•	•	5	C
	第4	章	図書	館	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	5	6
			1	図書	鳍	サ	_ ·	ピラ	スク	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
			2	市巨	己協	働	に。	よる	5請	書	活	動	の	推	進		•	•	•	•	•	•		•	•	•	5	8
	第5	章	主要	施第	错	標	إ ح	見北	犬値	į •	目	標	値			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	6	C
資	料				•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	6	1
			1	掛川	市	教	育	辰與	車基	本	:計	画	٢	人·	づ	<	ŋ ;	構	想	カュ	け	が	わ	J				
																		策	定	委.	員	会	名	簿	•	•	6	1
			2	掛川	市	教	育	辰與	車基	本	計	画	Γ	人	づ	<	ŋ ;	構	想	カゝ	け	が	わ					
																					策	定	経	過	•	•	6	2
			3	「カ	っけ	がこ	わ	教育	首の	日	J			•		•	•	•	•		•			•	•	•	6	5
			4	ſţ	戸学	校	<u>X</u> :	学園	園化	′構	想	J		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	6	6
			5	「カ	すけ	がこ	わこ	お茶	ķσ	間	宣	言	J		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	6	7
			6	用語	5解	説				•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	6	9

第1部 序

1 後期計画策定の趣旨

日本の社会は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化*、規制緩和、地方分権、金融危機など、大きな時代の変革期を迎えており、これらに伴い、教育の分野においても、子どもの体験活動の減少、家庭や地域社会の教育力の低下、子どもの社会性の未熟さなどによる影響で、いじめ、非行の低年齢化、不登校など新たな教育課題が生じてきています。

平成 18 年に改訂された教育基本法第 17 条第 1 項により、国は平成 20 年に「教育振興基本計画」を策定しました。また、同条第 2 項により、地方公共団体にも教育振興基本計画の策定が求められました。

本市では、このような状況を踏まえ、様々な教育課題に対して先進的・計画的に取り組み、生涯学習や幼保一元化*など全国に先駆ける特色ある教育行政を推進してまいりました。これからはさらに、時代を先取し、より計画的に、より実効性を高めるために、平成21年度から30年度までの教育分野における本市の基本目標とその実現に向けた基本方針を定める掛川市教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」を平成20年度に策定しました。

本計画は、教育行政を効率的・効果的に推進することにより、「生涯学習運動」が豊かに花開くまちづくりの一翼を担うという考えを基本としております。また、自然や人に優しく、活力ある、将来に希望の持てる社会を築くため、幅広い世代・分野において、市民総ぐるみによる教育の振興に努めるとともに、協働*によるまちづくりを推進し、本市の未来を担う人づくりを目標とし、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画(以下「前期計画」という。)に取り組んできました。この間、国においては、改正教育基本法を踏まえ、子どもたちの「生きる力*」を一層育むことを目指した新学習指導要領を平成23年度から段階的に実施しています。さらに、「いじめ防止対策推進法*」の制定など、様々な教育改革を推し進めています。また、我が国の社会状況は、少子高齢化やグローバル化*が加速するとともに、東日本大震災を機に「人の絆」の大切さが再認識されるなど、大きく変化しています。社会がどのように変化しようとも、子どもたちが自らの力で人生を切り拓き、夢実現に向かうとともに、社会の一員としての役割を果たすためには、一人一人の「生きる力*」を確実に伸ばしていくことが必要です。ますます教育の果たす役割が重要となっています。

このような中で、前期計画が平成25年度末に終了し、平成26年度を計画初年度とする「掛川市教育振興基本計画(後期)『人づくり構想かけがわ』」(以下「後期計画」という。)を策定しました。後期計画では、教育を取り巻く社会の動向や前期計画の成果と課題などを踏まえるとともに、国の第2期教育振興基本計画を参酌しながら、中長期的な視点に立って、平成26年度からの5年間に取り組む本市教育の基本目標と施策の体系を示しています。

2 計画の位置付け及び性格

掛川市教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」は、本市の最上位計画である「第2次掛川市総合計画」(平成27年度策定)を上位計画とし、未来の宝である子どもたちが希望を持ち、たくましく成長することを願い、「子どもたちの未来のために何をすべきか、何ができるのか。」という視点に立って定めた「教育大綱かけがわ」の理念を踏まえ、本市の教育に関する基本的な目標や施策を総合的に示すものです。また、「掛川市民憲章」、「掛川市生涯学習都市宣言」等や、教育行政各分野における個別計画との整合性を図るとともに、掛川市の将来像「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現を、教育分野から目指しています。

そして、本計画の示す本市教育が進めるべき方向や施策について、市民の理解、協力及び積極的な参加を求めるものです。

3 後期計画対象期間

掛川市教育振興基本計画(後期)「人づくり構想かけがわ」は、総論及び各論の2部構成です。 計画期間は、平成26年度(2014年度)を初年度とし、平成30年度(2018年度)を最終年度と する5年間とします。

なお、各論に含まれる主要事業は、「第2次掛川市総合計画」との整合を図りつつ、総論や各論の主要施策を計画期間5年間で効果的に実施するための具体的な事業や活動を明らかにするものです。また、予算編成及び事業実施の指針としての役割を持っており、社会環境の変化や財政状況を見極めながら、必要に応じて見直します。

4 新教育委員会制度

新たな教育課題に対応するため、平成 26 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

本市では、新教育委員会制度の施行に合わせて、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置するとともに、平成20年度から年2~3回行っている市長と教育委員会との連絡会議である「人づくり構想かけがわ推進本部会議」に加えて、市長が招集し、市長と教育委員会とで協議・調整を行う「総合教育会議」を設置しました。

「総合教育会議」では、平成28年3月に、掛川市教育振興基本計画(後期)「人づくり構想かけがわ」の基になる「教育大綱かけがわ (教育の振興に関する施策)」を策定しました。

第2部総論

第1章 教育の歩み

1 国・県の取組

日本の社会・経済環境は、少子高齢化による人口構造の変化や科学技術の発展、高度情報化や、 国際化・グローバル化*の進展、深刻化を増す地球温暖化などの環境問題、価値観の多様化と生 活意識の変化、分権型社会*への移行などにより大きく変化しています。

そのような中で教育の抱える課題も変化してきました。学校においては、学校週5日制の下、「ゆとり」の中で生きる力*を育む教育へ移行してきていましたが、その一方で国際的な学力水準の低下が懸念され始め、他方ではいじめや不登校の問題も解消には至っていません。また、人々の価値観の多様化や、生活意識の変化の影響のひとつとして、核家族化が進むとともに、地域社会における地縁*的連帯感の薄れや、家庭や地域社会の教育力の低下など、教育に関係する様々な分野での課題が生じています。これらの諸課題は、教育制度を含めた根本的教育改革の必要性が議論されるところとなっています。

国では、平成 15 年 3 月、新しい時代にふさわしい教育基本法を改正すべきとの中央教育審議会の答申があり、制定から約 60 年を経て平成 18 年 12 月に教育基本法が改正されました。そして、教育基本法に基づき、平成 20 年 7 月に第 1 期教育振興基本計画、平成 25 年 6 月には、第 2 期教育振興基本計画が策定され、改めて「教育立国」を目指して、我が国の未来を切り拓く教育の振興に取り組んでいます。

静岡県においては、平成 17 年に精神的に自立し、思いやりの心を持って、何かができる「未来をひらく『意味ある人』づくり」を基本目標とする「『人づくり』2010 プラン後期計画」(平成 18 年~平成 22 年) が策定されました。そして、平成 22 年に『人づくり』2010 プラン」の後継となる静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」が策定され、生涯学習の基盤整備、ライフステージに応じた学びの場の充実、現代の重要課題に対応した教育の推進を施策に掲げ、教育改革を推進しています。また、これは第 1 期計画(平成 23 年~平成 25 年)、第 2 期計画(平成 26 年~平成 29 年)として、計画の見直し・改善が行われています。

2 市の取組

本市においては、平成 17 年の市町合併(掛川市、大東町、大須賀町)による教育に関わる事業などの調整をするとともに、国や県の施策の動向を踏まえて平成 20 年に策定した教育振興基本計画(前期)「人づくり構想かけがわ」に基づき、本市の特徴でもあり、市民に深く根付いている生涯学習の理念や報徳の教え**をもとに、より望ましい教育の実現に向けて教育行政の推進を図ってきました。

教育委員会では、市民総ぐるみによる教育の振興に努めるため、「かけがわ教育の日*」、「中学校区学園化構想*」、「かけがわお茶の間宣言*」を「三つの宝」として取り組んでまいりました。

「かけがわ教育の日**」の開催については、平成 19 年度より毎年 11 月に継続開催し、市民一人一人が教育の大切さを理解し、それぞれの立場で関わるとともに、学校、家庭及び地域の人々などが強い絆と深い信頼で結ばれ、市民総ぐるみで教育の振興を図る契機としてまいりました。

「中学校区学園化構想**」の推進につきましては、市内に9つある中学校区を「学園」と呼び、 平成25年度、各学園に子ども育成支援協議会を立ち上げました。そして、各学園内の保育園、 幼稚園、幼保園、認定こども園*、小学校、中学校が連携を強化し、子どもの発達段階に応じた 一貫性のある教育の推進と、地域連携による園・学校を支援する活動や地域の子どもたちを健や かに育むための活動を通して、学園(地域)に根ざした教育活動を推進する取組を行ってまいり ました。

「かけがわお茶の間宣言**」の策定につきましては、人づくりの土台である家庭において、家族が集う「お茶の間」の役割を再確認していくことで、家族団らんから生まれる財産を基にし、豊かな広がりのある人づくりにつなげ、市民総ぐるみで教育の振興を図る契機としています。平成25年度に市民から公募した作品を基に策定し、平成28年度に新たに公募し12作品を追加しました。策定した「宣言」は、全戸配布するとともに、今後、学園化と絡めて普及・推進していく必要があります。

(1) 幼児教育

家庭、地域社会と園との関わりを大切にしながら、幼児一人一人の個性を尊重し、心身の健やかな発達を促すための教育内容の充実、園環境の整備、教職員の資質向上に努めてきました。また、掛川区域では、乳幼児教育の充実や一体的な就学前教育を行うため、幼保一元化*への取組を積極的に進め、公私立幼稚園・保育園の「幼保再編計画*」を推進してきました。さらに、これまで幼児教育の充実に貢献してきた私立幼稚園における教育も支援してまいりました。

(2) 学校教育

積極的に読書活動の推進を図り、すべての知的活動の基盤となる国語力や思考力、表現力の育成に努めるとともに、情報ネットワーク設備の充実と活用、ALT(語学指導助手)を活用した英語の授業及び小学校外国語活動、安全・安心への取組などを進めてきました。

さらに、障がいのある子どもが、将来にわたり地域社会の一員として主体的に社会参加できるよう、自立に向けた特別支援教育*の推進に努めてきました。

また、東海地震に備えて施設の耐震化を積極的に図るなど、児童生徒の安全・安心の確立 に努めるとともに、子どもたちが自ら考え行動し、思いやりや社会性を備えた心豊かな人間 として成長するための基盤づくりに努めてきました。

(3) 社会教育

地域生涯学習センターや公民館などにおいて、地域住民自らが中心となり、様々な学習活動を実践し、生きがいに満ちた豊かな人生の創造が行われてきました。また、各種文化活動、人づくりの活動にも力を入れ、だれもが、いつでも、どこからでも学習参加の機会を得ることができるよう、多彩なメニューを設けるなど、生涯学習環境の整備・充実を図るとともに、体育館やグラウンドなどの基盤整備や、市民が気軽に取り組めるスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めてきました。また、健全な青少年の育成を目指し、青少年問題協議会を軸に、地域による健全育成活動の推進や、補導センターを中心とした指導活動を行うとともに、有害図書の排除など健全育成に向けた環境づくりへの取組を進めてきました。

本市は、国指定重要文化財の「掛川城御殿」「旧遠江国報徳社公会堂(大日本報徳社大講堂)」や日本初の木造復元天守閣の掛川城天守閣、さらには国指定史跡の「高天神城跡*」「横須賀城跡*」「和田岡古墳群*」など、数多くの文化財と埋蔵文化財を有しています。また、地域に伝わる文化や祭、伝統芸能などでも、特色あるものが数多く受け継がれています。これまで、本市では、歴史や文化の理解を深めてもらうために、文化財の保護・保存と活用への取組や掛川考古展の開催、各種文化財教室の開講など、啓発活動を展開してきました。これら文化財や伝統文化の継承には、歴史研究家や保存会などを中心とした多くの市民活動の支えがありました。

(4) 図書館

市民の身近な学習施設として、高度化・多様化する市民ニーズに対応できるよう、中央図書館、大須賀図書館に加え、大東図書館を建設し平成19年4月に開館、3館体制で運営するとともに、所蔵資料の充実やレファレンスサービス*の向上、移動図書館や家庭文庫*などを通じた読書活動の推進に努めてきました。また、講演会・よみきかせ・古文書・文学鑑賞などの各種講座や図書館フェステバル等の開催により図書館の利用促進に努めてきました。

さらに、物事に意欲・関心を持ち、深く考え判断し行動する力や、優れた感性・表現力を育む読書は、幼い子ども時代から培われる重要性から「掛川市子ども読書活動推進計画*」を策定し、子どもが読書に親しむきっかけづくりや、読書の習慣づくりの取り組みを積極的に推進してきました。

第2章 教育を取り巻く社会の潮流

1 少子高齢化の進行

我が国の人口は、日本の将来推計人口(平成 29 年推計)によれば、2060 年(平成 72 年)には 2010 年(平成 22 年)比約 3 割減の約 9 千万人にまで減少し、そのうちの約 4 割が 65 歳以上の高齢者となることが予想されており、次代を担う若者の減少と高齢者の増加により、労働力の減少や社会保障費の増加などが危惧されています。少子化が進む中で、子ども同士の交流の不足など、社会性を培う場が少なくなってきており、交流や体験の機会などを一層増やしていくことが重要です。また、少子化に歯止めをかけるためには、安心して子どもを生み育てることができる体制を確立させることが必要です。

また、高齢者がいつまでも健康を維持し、充実した毎日を過ごすことができるように、予防医学や生涯学習・文化・スポーツ活動の機会充実に力を入れる必要があります。また、ここ数年に退職した団塊世代の長年培ってきた豊かな知識や経験を様々な場で生かすことができる社会の仕組みを整えることが急務となっています。さらに、介護が必要になった高齢者が、住み慣れた地域で幸せに暮らすことができるよう、きめ細かな心配りができる福祉社会を築くことが今まで以上に求められています。地域全体で、人口減少時代に対応したまちづくりを行うことが必要になっています。

2 環境問題への取組

世界的な人口増加やこれまでの大量生産、大量消費型の社会経済活動や生活様式は、日常生活の利便性、快適性を飛躍的に高めましたが、その反面、地球温暖化、オゾン層破壊、砂漠化、熱帯雨林の減少、野生生物種の減少、酸性雨などの環境問題を深刻化させる事態を招きました。

地球環境問題の拡大を防ぎ、社会経済を持続的に発展させるためには、現状を直視し環境負荷の少ない持続可能な循環型社会に転換することが求められています。地球規模の視点を持って、環境問題に対する理解を深め、市民から企業まですべての者が協力して省エネ・省資源・リサイクルに取り組み、再生可能な自然エネルギーを積極的に活用していくことや生態系の多様性を確保していくことが必要になっています。こうしたことから、本市においても環境問題についての市民への啓発や情報提供に努め、学校における環境教育を推進することが必要になっています。

3 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的発達と情報通信基盤の整備に伴い、携帯電話やインターネットは、スマートフォンやタブレット端末へと変容し、日常生活に不可欠な道具になっています。こうした情報ネットワーク社会の加速度的な進化に伴い、市民生活の情報利用価値が急速に高まるなど、産業活動や日常生活が急変しつつあります。情報技術を活用して新しい産業や交流機会を創出していくとともに、教育、福祉、医療、防災、防犯など様々な行政分野のサービス向上や行政経営の

効率化などを実現していくことが求められています。しかし、このような社会は情報を活用できる能力や環境の違いによって、新たな社会的格差を生み出すとともに、個人情報の漏洩やネット犯罪など情報モラルや権利の保護が十分に確立されていないという側面も持っています。このため、キーボード型のコンピュータだけでなくスマートフォンやタブレット端末などタッチパネル型の情報通信機器を扱う技能の習得とともに、真に必要な情報を選択する能力や情報の受発信に関するモラルについての教育などの対応も急務となっています。

これからは、学習によって身に付けた能力がこれまで以上に重視され、一人一人が生涯にわたって学び続けることを通して、絶えず知識や技術を新たにし、様々な課題を解決することのできる知恵や応用力を身に付けていくことが必要になります。

4 安全と安心の確立

昭和51年(1976年)に静岡県を中心とした東海地震説が発表されて以来、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)、熊本地震など大規模な地震が発生するたびに、地震に対する不安が一層高まる状況になっています。また、幼児を標的とした凶悪犯罪など社会を不安に陥れる犯罪の増加、地球温暖化による異常気象や大規模な自然災害、重大事故の発生、感染症の拡がり、食の安全に対する関心の高まりなどに伴い、日常的な暮らしに関する「安全と安心」が揺らぎはじめています。また、不景気による雇用や年金の不安などの将来に対する経済的な見通しが立てにくくなるとともに、いじめや自殺、虐待、DV*などの社会問題も多発し、人々の不安感は以前より増してきています。

本市においても、防災、治安維持などの危機管理に対して、今まで以上に力を注ぐことが急務であり、人々が安心して暮らせる地域社会を築くことが求められています。社会の様々な分野で安全性を高め、安心感を提供するまちづくりが必要になっています。

5 生涯学習社会の実現

近年の社会経済の発展は、物質的豊かさと自由時間の増大をもたらしました。また、医療の進歩もあり、人生80年の長寿社会を迎えました。社会が成熟化し、人々の意識は、「物の豊かさ」から、「心の豊かさ」へと変化しており、学校教育だけでなく、生涯にわたり自ら学びたいという学習意欲が高まっています。また、団塊世代が定年退職し、今まで以上に自由な時間を有する人々が増加し、自己実現に向けた活動が活発になってきており、主体的に学ぶ生涯学習へのニーズが増加してきています。

昭和54年(1979年)旧掛川市において、「生涯学習」と「都市づくり」という異質と思われる ものを組み合わせ、"わがまちを立派な人生舞台にすることが、自分の人生を豊かにする"を基 本精神とした全国初の生涯学習都市宣言が行われて以来、生涯学習に対する市民の関心は徐々に 高まりを見せてきました。国際的には、平成11年(1999年)にドイツのケルンで開催された主要国首脳会議(ケルンサミット)において、サミット史上初めて、教育が主要テーマの一つとして取り上げられ、教育と生涯学習の重要性が首脳共同宣言に盛り込まれました。また、平成18年(2006年)に改正された我が国の教育基本法においても「生涯学習の理念」が盛り込まれ、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、だれもがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と述べられています。

本市においては、生涯学習社会の実現に向け、合併後の平成19年(2007年)に生涯学習都市 宣言を議決しました。人々が真の豊かさを実感でき、生きがいを持って健康長寿の人生が送れる ように、生涯学習、スポーツ・文化、地域活動などに関する取組を重視するとともに、市民の個 性や創造性が発揮され、自己実現を後押しできるまちづくりが期待されています。

6 国際化の進展

近年の国際的な交通・情報通信網の整備に伴い、人、もの、資金、情報が国や地域を越えて地球規模で活発に行き交う大交流時代を迎えています。市内においても就労による外国人登録者数の増加にともない、外国人子女の就学数が増えており、学校教育の場においても国際化が進んでいます。

こうした中で、異文化との交流には、外国に関する知識や異なる歴史・文化・宗教・習慣を理解し受け容れ、世界共通のルールを学ぶとともに、幅広いコミュニケーション能力の修得が必要とされます。また、相互理解を深め共生するためにも、自らの国や地域の伝統・文化・習慣について理解し発信することが重要になっています。

20世紀後半、人類は初めて宇宙から地球を見つめる経験をしました。21世紀は、私たち一人一人が、人種・民族・宗教・文化などの違いを互いに理解し、連携し、地球上に共生しているという視点に立ち、地球社会の一員として考え行動することが求められています。

7 分権型社会※への移行

地方分権の趣旨は、地方のことは地方で決める「自己決定権の拡充」と、地方のことは地方で 責任を持つ「自己責任の拡大」です。分権型社会*においては、地域の主役である市民をはじめ NPO法人*、ボランティア団体、企業などと自治体との連携・協力、さらには地域課題に応じ た役割分担が必要になるとともに、自立する地域社会を支え、豊かな郷土づくりに貢献できる人 材の育成が求められています。

社会や生活様式の変化、市民の価値観の多様化により、市民ニーズもかつてのような画一的・ 均一的なものではなく、個別化・高度化しています。加えて、厳しい行財政改革が迫られている 中では、行政だけで多岐にわたる市民ニーズに的確に対応することは難しい状況になっています。 市民満足度の高いまちを実現するためには、地域社会の主体である市民がまちづくりに参加し、自らの権利と義務を自覚しながら、地域の抱える課題解決に向けて発言し、行動を起こしていくことが大切になっています。さらに、市民や地域活動団体、民間事業者などの多様な主体と自治体が対等な立場で協力、または自らが汗をかいて公共サービスを担う「協働*」の推進により、分権型社会*を創造していくことが必要になっています。こうした中、掛川市では「自治基本条例」におけるまちづくり計画と「中学校区学園化構想*」を進めています。

「中学校区学園化構想^{**}」につきましては、平成21年度からモデル地区での研究を経て、平成25年度には市内9中学校区で、学園の母体である「子ども育成支援協議会」を立ち上げ、地域の特色ある教育活動の展開を開始しました。

一方、まちづくり計画につきましては、平成28年度に、概ね小学校区単位である市内31の「地区まちづくり協議会」が立ち上がり、地域の特徴を活かした様々な取組が展開されています。

学校・家庭・地域が一体となってまちづくり・人づくりを図る協働*のまちづくりの理念は、「中学校区学園化構想*」と同じであると考えますが、今後は、行政内や関係する諸団体と組織の規模やあり方等について、協議をしていく必要があります。

第3章 教育の主要課題

1 次代を担う人材育成

本市は、「至誠*」「勤労*」「分度*」「推譲*」という言葉であらわされる報徳の教え*を核に、「市民一人一人の充実した生きがいと、郷土に誇りと愛着のもてるまちづくり」を目指し、全国に先駆けて生涯学習を実施してきた先進都市でもあります。先人たちが創り上げてきたこのような人間としての生き方や学び方について、市民一人一人が、その価値や本質を認識することが重要です。そして、これまで築いてきた生涯学習の精神や施設などをより有効に活用し、青少年を健全に育み、生涯学習の気運を醸成するなかで、地域社会の自立を支え、豊かな郷土づくりに貢献できる、次代を担う人材の育成が求められています。そのためには、一人一人の能力や可能性を見い出し、これを伸ばす指導者の養成が重要となっています。

2 教育力向上と開かれた特色ある学校・園づくり

家庭や地域社会の教育力の低下が叫ばれて久しく、学力の定着や教師の指導力向上も課題です。確かな学力**と豊かな感性を持ち、バランスのとれた人材を育てるため、学校だけでなく、関係機関、地域社会の指導的立場にある人たちとの密接な連携の下に、地域全体で子どもたちを育てていく必要があります。学校・園は、今まで以上に発信機能を高め、体験学習や子どもたちの安全確保などの支援を地域社会に求めるなど開かれた学校づくり、特色ある学校・園経営が求められています。特に、学校教育の質の向上へ向けて、学校や教師の努力や創意工夫が必要とされています。

また、保幼小中一貫教育などの特色づくりや学校の適正配置、さらには、読書指導、外国人教育、特別支援教育*、環境教育、食育*、情報モラル教育、人権教育、要支援家庭*など多くの課題があり、関係機関との連携や人材の派遣など、学校への支援が必要となっています。さらに、児童生徒が巻き込まれる事件・事故等が大きな社会問題となっている近年の状況に即して、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域等と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

幼児教育では、少子化が進む中、保護者のニーズに対応した教育が求められており、認定こども園*化の方向性の中で、幼児教育の質的な向上を図ることが必要になっています。

3 多様な体験活動の充実と豊かな心の育成

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの豊かな心と健やかな体の育成に欠かせない、多くの人や社会、自然などと直接ふれあう様々な体験の機会が乏しくなっています。その一方、情報化社会の中で居ながらにして即座に世界中のニュースが分かるようになるなど「間接体験」は大きく膨らんできました。コンピュータを使ったシミュレーションをはじめとする情報技術の発展によって「疑似体験」も高度に発達しました。

このような直接体験の減少や、体験の内容にバランスを欠いた状況は、学習の動機や興味・関心、豊かな人間性、社会性などを育む過程において負の影響を及ぼしていることが懸念されており、子どもたちの多様な体験活動の充実を図る必要があります。

また、子どもたちに、生命を尊重する心、他者を思いやる心、感受性、社会性、倫理観、正義 感など、時代を超えて変わらない豊かな人間性の育成、いわゆる「心の教育」の充実が求められ ています。

そのため、学校での道徳教育を一層推進するとともに、報徳の教え^{**}、生涯学習の理念が息づくまちづくりに努めることが必要です。また、本市の豊かな自然、貴重な文化財、伝統・文化、有能な人材、まちの発展を支える産業など、郷土掛川にあるたくさんの学習素材を発掘し、学校、家庭及び地域等が相互に連携しながら子どもたちの学習に生かすことを通して、ふるさとに対する親しみ、誇り、自信などの心情を育むことが大切です。

4 社会の変化に対応する教育環境の整備充実

学校は、教育活動の拠点であり、子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場です。子どもたちが安全で快適に教育が受けられるよう、老朽化した施設への対応を含め、教育環境の充実を図るとともに、防災・防犯に優れ、安全で衛生的な環境に配慮した施設の整備が求められています。特に、東海地震などの災害発生時に子どもたちの安全を確保するとともに、早期の授業再開、避難地としても利用可能な機能を維持するため、老朽化した校舎、屋内運動場などの改築や改良を推進する必要があります。

また、子どもたちや教職員の健康診断を継続して行うことにより、身体的な健康の保持増進を図り、メンタルケアなどの充実による心的な健康維持に努めなければなりません。さらに、食習慣の乱れが子どもの心身の健全な発達に悪影響を及ぼすことが問題となっており、学校における「食に関する指導」(食育*)の推進に取り組むとともに、引き続き安全・安心な栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めていく必要があります。

5 人生を豊かにする生涯学習の推進

市民の価値観は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するとともに、生涯にわたって生きがいを持ち、健康で豊かに暮らせることを求める傾向が一層強まっています。人生を豊かに送るため、市民の多彩な自己実現を図ること、すなわち、自らの可能性に気付き、個性を発揮しながら、自分らしい生き方を追い求め、高めていくための社会教育活動を充実する必要があります。

市民の生涯学習活動を支える拠点でもある図書館は、市民に必要な知識や教養の宝庫として質の向上を図るとともに、学校や地域等と連携し、利用しやすい、利用したくなる図書館づくりに努める必要があります。また、スポーツやレクリエーションの普及は、心身ともに健康な人づく

りに欠かせないだけでなく、夢や生きがいを与えるなど様々な効果をもたらすことから、より多 くの市民にとってスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりが求められています。

市民一人一人が自分に合った「生涯学習」を見つけ、実践し、自己実現が図れるまちづくりに努めるとともに、豊かな暮しと幸せが実感できるまちづくりが期待されています。

6 地域それぞれの歴史・芸能・文化の尊重

特色ある地域づくりが求められる中で、市民が郷土を理解し、誇りを持ってより良いまちづくりを行っていくためには、それぞれの地域が育んできた歴史、芸能、文化を市民共有の財産として尊重し、次代に継承していくことが重要です。また、多くの市民が優れた文化芸術に接することができるよう、鑑賞機会の充実を図るとともに、市民自らが活動し、参加している文化芸術活動への支援に努める必要があります。近年、「地球規模で考え、地域で動く」という考えが浸透しつつあります。地球規模と同時に地域単位で物事を考えることにより、地域の資源を改めて見直し、大切にしていく取組がこれまで以上に求められています。

本市においても、城下町や宿場町などの歴史的な資源の保全と活用を進めるとともに、郷土に 対する誇りや愛着を育むことが必要です。

第4章 「人づくり構想かけがわ」の基本目標・基本方針

本市の将来都市像『希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川』の実現を教育分野から目指し、「生涯学習運動」が豊かに花開くまちづくり 心豊かな人づくりのために、教育を取り巻く社会の潮流や教育の主要課題を踏まえ、掛川市の教育が目指す基本目標及び基本方針を次のように定めます。

基本目標

「夢実現に向かう、心豊かで凜(りん)とした市民」の育成

まちづくりにとって最も重要なのは人づくりです。すなわち教育が最も重要であり、本市は、まちづくりの基本は教育にあると考えています。教育は、生涯にわたって幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培い、健やかな身体を養うとともに、一人一人が互いの個性・能力を認めながら、平和で豊かな人生を送るために大切なものです。

掛川市は、自らの夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することや、変化を恐れず新しい時代を自ら切り拓くこと、自らの才能や価値を信じる心と他人への思いやりを持つこと、そして、心豊かで凜とした、りりしい態度・姿勢で生きることができる市民の育成に努めます。

基本方針1

「知性と創造性にすぐれ、豊かな心と健やかな体をそなえた、自己実現を目指す 自立した市民」の育成

「すぐれた知性と創造性」とは習得した知識や技能を活用する力や、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、責任を持った行動がとれる資質・能力を指します。また、「豊かな心」とは、自らの言動に責任を持ちつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを指します。そして、「健やかな体」とは、たくましく生きるための健康や体力などを指します。

掛川市は、これらのいわゆる「生きる力*」を備え、自己の素質や能力の向上や夢の実現のために真剣かつ地道な努力ができる市民の育成に努めます。

基本方針 2

「豊かな生涯学習社会の実現に向け、人づくり・まちづくりの担い手としてそれ ぞれの役割を担い、自らが進んで行動し、地域社会を共に支える市民」の育成

希望に満ちた社会を築くためには、市民(NPO法人*、ボランティア団体、企業などを含む)が地域社会の担い手としてそれぞれの力を発揮することが必要です。

本市では、これまで様々な形態により、市民とともに歩む人づくり・まちづくりを進めてまいりました。その成果は、本市の礎として有形・無形を問わず引き継がれ、現在にも活かされております。しかしながら、今後はさらなる変革の時代を迎え、市民の力が一層発揮できる人づくり・まちづくりが求められています。

構想推進の基本的な考え

- 1 「第2次掛川市総合計画」の段階的推進を図る。
- 2 「生涯学習運動」が豊かに花開くまちづくりの一翼を担う。
- 3 市民総ぐるみによる教育の振興に努める。
- (1) 「かけがわ教育の日※」の開催

「かけがわ教育の日**」は、市民一人一人が教育の大切さを理解し、それぞれの立場で関わるとともに、学校、家庭及び地域の人々などが強い絆と信頼で結ばれ、市民総ぐるみで教育の振興を図る契機として、平成19年度から毎年11月に開催しています。

掛川市の教育を支援している 48 団体(平成 29 年度現在)で組織する「かけがわ教育の日*協力団体協議会」と市教育委員会との協働*で企画・運営し、教育の振興に努めます。

(2) 「中学校区学園化構想※」の推進

「中学校区学園化構想**」とは、市内9つある中学校区を「学園」と呼び、各学園の地域や各種団体、保護者、学校の代表者などで組織する「子ども育成支援協議会」が中心となって、地域の財(地域の人材や環境、文化など)を生かした教育活動を展開していく仕組みのことです。

学園ごとに「目指す子ども像」を設定し、共通目標の下、保育園、幼稚園、幼保園、認定こども園*、小学校、中学校が連携を強化し、子どもの発達段階に応じた一貫性のある教育の推進と、地域連携による園・学校を支援する活動や地域の子どもたちを健やかに育むための活動を通して、地域に根ざした教育活動の推進に努めます。

さらに、学園化第2ステージとして、義務教育9年間を見通した系統性のあるカリキュラム編成や、子どもの成長段階に応じて継続的な支援を行う小中一貫教育を研究します。

(3) 「かけがわお茶の間宣言*」の普及推進

「かけがわお茶の間宣言**」は、人づくりの土台である家庭において、家族が集う「お茶の間」の役割を再認識していくことで、家族団らんから生まれる財産を基にし、豊かな広がりのある人づくりにつなげ、市民総ぐるみで教育の振興を図る契機とするため、平成25年度に策定しました。

策定した「宣言」は、市ホームページに掲載し、のぼり旗やリーフレット、クリアファイルをつくって、各種会合で配布するなど普及推進活動に努めます。また、市民や事業所等に協賛者を募集し、協賛者と協働**して市内だけでなく全国への普及推進に努めます。

第5章 各分野の基本目標

人づくり構想かけがわの基本目標及び基本方針を達成するための各分野の基本目標は次のとおりとします。

1 幼児教育

幼児教育に対するニーズは一層の多様化が進んでおり、子育て環境の充実とも連動させて、幼児教育全体の質の向上を図り、「生きる力*」の基礎を育む教育を推進していくことが必要です。

家庭や地域等と園との連携を大切にし、子ども一人一人の個性を伸ばすとともに、様々な人々との関わりの中で、子どもの社会性や自立心を育むことが大切です。また、幼児の心と体は相互に密接な関連を持ち、一体となって形成されています。遊びを中心とした運動遊びを大切にしたり、基本的な生活習慣が身につくように支援したりすることで、幼児の自立の基礎を培い、情緒の安定や活動への意欲を育成しなくてはなりません。掛川市は、

「豊かなふれ合いや生活体験の中で個性を発揮し、自立心と、人とかかわる力の ある子どもの育成」に努めます。

2 学校教育

学校は、次代を担う子どもたちの生涯にわたって学び続けるための基盤となる「確かな学力*」、より良い人間関係の形成や困難に立ち向かうために必要な「豊かな心」、未来を拓きそれぞれの道をたくましく生きるための「健やかな体」の育成、すなわち知・徳・体の調和のとれた人間の育成を基本としています。

子どもたち一人一人がそれぞれの良さや自分らしさ、可能性に気づき、社会との関わりの中で 主体性を育むとともに、他を思いやり、認め合う豊かな人間性を育むことが大切です。また、自 信を持って夢や希望に向かってたくましく、真剣かつ地道な努力をすることができる子どもを育 成しなくてはなりません。掛川市は、

「夢に向かって、自ら考え自ら判断し、心豊かにたくましく生きる子どもの育成」 に努めます。

3 社会教育

市民一人一人が、主体性を持ち、生涯にわたって「すぐれた知性と創造性、豊かな心、健やかな体」を育んでいくことができるよう、学校・家庭・地域社会という生涯学習環境の充実を図るとともに、相互の連携・協力を積極的に推進することが必要です。

健康で生き甲斐を持って生きていける、ゆったりした豊かな生涯学習社会を構築するとともに、 これまで先人が培ってきた郷土の歴史や文化などに誇りを感じ、自らと家族、隣人や地域社会に 対して愛を育むことができる市民を育成しなくてはなりません。掛川市は、 「心身共に健康でたくましく知性と創意に富み、郷土に誇りと愛着を感じる市民 の育成」に努めます。

4 図書館

図書館は、市民の学びのための拠点として位置付けられ、今後も、社会の変化に対応し、市 民の学習や活動の支援、地域づくりや地場産業を活性化に導く情報の提供・支援をしていくこ とが必要です。

人づくり・まちづくりを通して地域を支える情報拠点を目指して、市民の交流の場の提供や各種まちづくりに関する情報提供など、地域の活性化に貢献する観点に基づく取り組みを充実していかねばなりません。掛川市は、

「図書館を学びや情報の拠点とし、読書の好きな好奇心あふれる市民の育成」に努めます。

第6章 施策の体系

総論及び各論の4分類60施策の体系は次のとおりです。

基本目標 「夢実現に向かう、心豊かで凜(りん)とした市民」の育成

基本方針1 「知性と創造性にすぐれ、豊かな心と健やかな体をそなえた、自己実現を目指す自立した市民」の育成

基本方針2 「豊かな生涯学習社会の実現に向け、人づくり・まちづくりの担い手としてそれぞれ の役割を担い、自らが進んで行動し、地域社会を共に支える市民」の育成

幼児教育

「豊かなふれ合いや生活体験の中で個性を発揮し、自立心と、人とかかわる力のある 子どもの育成」

1 「生きる力*」の基礎を育む教育内容の充実

- (1) 一人一人の成長を促す教育課程と指導計画の充実
- (2) 幼児期から児童期への教育の円滑な移行を目指し、幼児教育における教育内容や指導方法の充実
- (3)豊かな生活体験の場の工夫、豊かな感性と表現力、自己肯定感[※]を育む遊びや活動の推進

2 幼児教育士の資質・意欲の向上

- (1) 園内研修の充実と学び合う職員集団づくりの確立
- (2) 幼児教育士の専門性を高めるための研修推進
- (3)特別支援教育*の充実

3 安全・安心な園環境の整備

- (1) 園児の安全確保及び園の安全管理に向けての取組
- (2) 安全で安心して生活できる施設・設備の充実

4 家庭や地域等と連携した園

- (1) 子育て支援体制の充実
- (2) 認定こども園*・幼稚園における「学校評価」の実施と情報公開の推進
- (3) 中学校区学園化構想*の推進

5 認定こども園*化の推進

- (1)「掛川市子ども・子育て支援事業計画*」の推進
- (2) 幼稚園・保育園の園児・職員交流活動の推進

1 「確かな学力*」の向上を目指す学校

- (1) 魅力ある授業の展開
- (2) 少人数指導など個に応じた指導体制の確立
- (3)特別支援教育*の充実
- (4) 小学校外国語活動の充実
- (5) 環境教育の充実

2 豊かな感性、健やかな心身を育む学校

- (1) 道徳教育・人権教育の充実
- (2) 豊かな心を育む読書活動の推進
- (3) 健康教育と体力・たくましさの育成
- (4) 文化芸術活動の推進
- (5) 防災(地震・津波・原子力)教育の推進

3 家庭や地域等と連携した開かれた学校

- (1) 地域の優れた人材や地域ボランティアを活用した教育活動の展開
- (2) 地域の自然・歴史・文化などを生かした体験学習
- (3) キャリア教育*の充実
- (4) 中学校区学園化構想*の推進

4 信頼される学校

- (1) 社会の変化に対応する学校
- (2)「頼もしい先生」を育成する研修の推進
- (3) 生徒指導、就学支援、教育相談システムの充実

5 安全・安心な教育環境の整備

- (1) 老朽校舎・屋内運動場の改築、改良
- (2) 校舎増築、施設のユニバーサルデザイン化

6 安全・安心な学校給食の推進

- (1) 地産地消の積極的な推進
- (2) 調理場施設の安全性の確保と衛生管理
- (3) 栄養教諭・学校栄養職員による食育*の推進
- (4)食物アレルギー対応の充実
- (5) 学校給食センター化事業

社会教育

「心身共に健康でたくましく知性と創意に富み、郷土に誇りと愛着を感じる市民の育成」

1 次代を担う青少年健全育成の推進

- (1) 青少年健全育成活動の充実
- (2) 体験学習活動の充実
- (3)郷土の偉人顕彰
- (4) 中学校区学園化構想※の推進

2 家庭教育力の向上

- (1) 家庭教育に係る講座・教室など学習機会の充実
- (2) 相談・支援体制の充実とネットワークづくり

3 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり

- (1) 生涯学習活動への参加促進と生涯学習機会の充実
- (2) 公民館活動における学習機会の充実と今後のあり方検討
- (3) 生涯学習リーダーの育成
- (4) 人権教育の推進

4 郷土の歴史や文化を愛する心の育成

- (1) 吉岡彌生*記念館の運営の充実
- (2) 大須賀歴史民俗資料館の運営の充実
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査と保護意識の高揚
- (4) 文化財の調査・保護・保存の推進
- (5) 松ヶ岡プロジェクトの推進
- (6) 史跡の保護・保存と活用の推進

図書館

「図書館を学びや情報の拠点とし、読書の好きな好奇心あふれる市民の育成」

1 図書館サービスの充実

- (1) 読書活動の推進
- (2) 図書館資料の充実
- (3)貸出・情報提供・課題解決支援等のサービスの充実
- (4) 利用者人口の拡大
- (5) こんにちは絵本事業

2 市民協働※による読書活動の推進

- (1) 図書館フェスティバルなどの開催
- (2) 掛川市子ども読書活動推進計画*の推進

第3部 各論

第1章 幼児教育

1 「生きる力※」の基礎を育む教育内容の充実

「生きる力※」の基礎を育む教育を推進します。

【現状と課題】

- (1) 少子化、核家族化、女性の社会進出の増大など、幼児を取り巻く環境が大きく変化する中で、人間関係の希薄化や自然体験、社会体験の不足が指摘されています。また、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼児教育の一層の充実が求められています。
- (2) 幼児期から児童期へ望ましい成長を促していくためには、特に幼児期において、情緒の安定を図りつつ、体験の充実、言葉の重視、規範意識の芽生え、基本的な生活習慣の定着、運動遊びや食に関する活動の重視など、生きる力*の基礎となる内容を充実させることが必要です。
- (3) 人間関係の希薄化や生活体験の不足は、豊かな人間性や社会性を身に付けたり、自己実現の喜びを味わったりする機会の減少を招いています。そのため、自己肯定感*を育み、豊かな生活体験と学びが実現できる教育内容を研究推進することが必要です。

【施策の方向】

- (1) 一人一人の成長を促す教育課程と指導計画の充実 幼稚園教育要領*の趣旨・内容をとらえるとともに、幼児の実態に合わせて教育課程を 作成します。
- (2) 幼児期から児童期への教育の円滑な移行を目指し、幼児教育における教育内容や指導方法の充実
 - 幼児一人一人への理解を深め、幼児期にふさわしい生活展開をしながら発達段階に応じた支援・指導方法を工夫します。また、小学校との接続期を踏まえた教育のあり方について研究推進します。
- (3) 豊かな生活体験の場の工夫、豊かな感性と表現力、自己肯定感*を育む遊びや活動の推進 幼児の発達段階に即して、一人一人に自信や意欲をもたせ、共同的な体験・戸外遊び・ 自然とのふれあいなど、様々な体験が、計画的・効果的に実施できるよう教育内容を研究 推進します。

【主要事業】

(1) 一人一人の成長を促す教育の充実

今日的な課題を踏まえた教育内容の充実・研究に努めます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 ①発達段階に応じた運動遊び(アクティブ・チャイルド・プログラム[※]) の推進(土方幼稚園研究指定)H26・27 年度

②特別支援教育※

③預かり保育

④外国人園児支援

(2) 園長会の開催と園訪問の実施

○公立園長会の開催

幼児教育施策推進のための具現化指導と園経営の推進を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 公立園長会年5回

○園訪問の実施

園訪問を通して園経営、教育内容、指導方法等の指導を行います。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 各園年1回の訪問実施

(3)絵本のすばらしさを伝え、豊かな心を育む読書活動の推進

掛川市子ども読書活動推進計画*の具体化による推進を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園**・幼稚園

事業内容 ①図書コーナー整備推進

- ②蔵書の充実
- ③読書指導に関する職員研修会の開催
- ④保護者等への啓発・周知

2 幼児教育士の資質・意欲の向上

研修を通して、子どもの今日的課題を踏まえた幼児教育士の資質向上を図ります。

【現状と課題】

- (1) 充実した園運営を進めるためには、園内研修等を通して、幼児教育士一人一人の力量を高めるとともに、職員間で共通理解をし、協力して取り組むことが大切です。
- (2) 平成30年の改訂に向けた幼稚園教育要領*の趣旨や内容を捉えて、幼児教育士の専門性

を高め、教育の質の向上を図ることが必要です。

(3)近年、特別な教育的支援を必要とする幼児が多くなり、平成19年度にスタートした特別支援教育**へのニーズが高くなっています。特別支援教育**を推進していくことが、幼児一人一人の発達を保障することにつながっていきます。そのためには、実態把握や指導内容方法等を研究するとともに、園内の支援体制を整え、幼児教育士の力量を高める必要があります。

【施策の方向】

(1) 園内研修の充実と学び合う職員集団づくりの確立

研修の必要性を意識し、職員一人一人が積極的に取り組むとともに、お互いを尊重し、協力し合う職員体制づくりに努めます。また、研修主任や中堅幼児教育士を育てることで、全体のレベルアップにつなげます。

(2) 幼児教育士の専門性を高めるための研修推進

多様なニーズに応えるため、研修体系や研修内容を工夫改善し、幼児教育士の専門性を 高めます。かけがわ乳幼児教育未来学会の研究部会に参加することで、乳幼児教育の理解 を深め、専門性の向上を図る。

(3) 特別支援教育*の充実

特別支援教育**について、医療・保健・福祉等関係機関との連携、支援体制づくり、保育指導委員や巡回相談事業の活用、幼児ことばの教室や発達相談員との連携を強化することで、早期発見・早期療育に努め、あわせて、幼児教育士の資質向上を目指し、充実推進を図ります。

【主要事業】

(1) 園内研修の充実と学び合う職員集団づくりの確立

研修に対する園・職員の協力体制の確立を図るため、研修内容の充実に努めます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園**・幼稚園

事業内容 ①主任研修会

②中堅教諭等資質向上研修

③リーダー研修会

(2) 幼児教育士の専門性を高めるための研修推進

多様なニーズに応えるため、幼児教育士の専門性を高めるための研修を推進し、資質・ 意欲の向上を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 ①教職員指導技術研修

- ②要支援児担当職員研修
- ③預かり保育担当職員研修
- ④かけがわ乳幼児教育未来学会研究部会*

(3)特別支援教育※の充実

保育指導委員会の開催や巡回相談により、支援を要する園児に対する保育の適正な実施を図ります。また、就学前の子どものことばに関する相談・指導の充実を図るとともに、発達相談員の配置により、幼児の発達を客観的に明らかにし、発達に応じた支援のあり方を各園や保護者に指導・助言し、併せて健康づくり課等関係各課との連携を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①在園発達支援児保育指導委員会、委員による巡回相談

②特別支援コーディネーター研修会

③幼児ことばの教室指導員による園訪問、4歳児一斉ことばの検査

3 安全・安心な園環境の整備

幼児が安全で安心して生活できる環境整備を推進します。

【現状と課題】

- (1) 充実した教育を推進するために、安全管理は大変重要であり、幼児教育士が危機管理意識を高める必要があります。特に食物アレルギーを持つ園児が増加傾向にあり、アレルギー対策について、全職員が意識向上に努めることが大切です。
- (2) 園児が安心して生活する場として、施設の環境への配慮や見直し、環境整備に努めることが大切です。
- (3) 近年、危険の予測ができにくい、身のこなしが十分でなくけがをしやすい等の子どもの 実態があります。幼児自身が状況を判断して、危険を回避していくような安全意識の芽生 えを育成していくことが大切です。

【施策の方向】

(1) 園児の安全確保及び園の安全管理に向けての取組

各園における「年間安全指導計画(月ごと)」の活用をするとともに、危機管理、安全管理・安全指導に関するマニュアルについて、全職員への理解及び浸透を図ります。そして、さまざまな災害を想定した避難訓練を通して、園児の安全意識の芽生えを育成していきます。また、アレルギー対策の基本的な考えを踏まえ、情報の把握・共有・事故防止・緊急時の対応に努めます。

(2) 安全で安心して生活できる施設・設備の充実

幼児の発達に応じた遊具の整備や安全への配慮、園施設の計画的な改修等により、安全 で潤いのある教育環境の整備を推進します。

【主要事業】

(1) 園児の安全確保及び園の安全管理に向けての取組

園児の安全確保、園の安全管理及び園児の安全教育等に対する取組に努めます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園**・幼稚園

事業内容
①危機管理に関するマニュアルの見直し・活用

②安全管理、安全指導に関するマニュアルの見直し・活用

③危険箇所の把握、危険箇所記載の安全マップの見直し・活用

④生活管理指導表、取り組みプランの作成・活用

(2) 安全で安心して生活できる施設・設備の充実

園児の発達に応じた遊具の整備や園施設の計画的な改修等により、安全で潤いのある教育環境の整備を推進します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 ①専門業者による遊具の安全点検

②園施設の計画的な改修

③火災や地震・津波を想定した避難訓練、具体的な防災対策

4 家庭や地域等と連携した園

家庭や地域等と連携し、お互いに育ち合う教育を進めます。

【現状と課題】

- (1) 社会の変化に伴い、子育てについての価値観や生活様式が変化し、保護者の子育てへの 不安感や孤立感も高まってきています。そうした中で、保護者と子どもの育ちを支援する 子育て支援活動が求められています。そのため、保護者同士の話し合いや保育参加などの 機会を提供し、親と子が共に育つ場となるような支援が重要です。また、外国人世帯にお いては、言葉の問題もあり、家庭との連携が図りにくい場合があるなど、支援が必要です。 そして、長引く不況の影響で、働く母親の増加とともに保育ニーズが高まり、待機児童対 策は喫緊の課題となっています。ニーズに対応した取り組みも課題となっています。
- (2) 幼児の健やかな成長のために、保護者が園の運営の状況を、学校評価等を通して理解することはたいへん重要なことです。また、それにより、保護者との連携協力の促進を図ることが可能となります。
- (3) 幼児教育士と小・中学校の教員が、互いの教育内容や指導方法の違い、連続性を相互によく理解し合う必要があります。

【施策の方向】

(1) 子育て支援体制の充実

認定こども園**・幼稚園の施設を地域社会に開放したり、保護者が安定した気持ちで子育てをしていけるための相談に応じたりするなど、家庭や地域等との連携を深め、子育て支援活動を推進します。また、本市の「預かり保育」を充実させていきます。

外国人世帯の支援については、市内認定こども園*・幼稚園の現状・取組等の実態調査 を行い、支援を充実させていきます。

(2) 認定こども園*・幼稚園における「学校評価」の実施と情報公開の推進 学校評価システム**(自己評価・学校関係者評価・公表・設置者への報告)を確立し、 園、家庭及び地域等との連携協力による園づくりを進めます。

(3) 中学校区学園化構想*の推進

近隣の小・中学校との連携を積極的に行い、学びや発達の連続性をとらえ、充実した幼児教育を推進するとともに、地域の施設や人材の活用を図るなど、教育活動の活性化に努めます。

【主要事業】

(1)子育て支援体制の充実

保護者が安定した気持ちで子育てしていける子育て支援活動を推進します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 保育参加、子育て相談の実施

掛川流スキンシップのすゝめ普及啓発

事業期間 平成 29 年度~31 年度

事業簡所 市内全域

事業内容 講演会、リーフレット作成配布、研究

(2) 認定こども園*・幼稚園における「学校評価」の実施と情報公開の推進

家庭や地域等との連携・協力による園づくりを推進します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 ①情報提供

②「自己評価」、「学校関係者評価」の公表による園理解と連携の推進

(3) 中学校区学園化構想*の推進

小中学校との連携を強化し、地域社会の教育力を大切にした教育の推進を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内公立認定こども園*・幼稚園

事業内容 ①近隣小・中学校との連携の強化、交流の推進

②園ボランティアの活用推進

5 認定こども園*化の推進

本市における「認定こども園*化」を進めます。

【現状と課題】

- (1)掛川区域では、全国に先駆けて「幼保一元化*」を進め、6つの幼保園は、本市の目指す教育理念に基づいて運営されてきました。そして平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、「認定こども園*」や「小規模保育所」などの新しい制度が生まれ、平成28年度には、幼保園・幼稚園・保育園から4園が認定こども園*へ移行しました。
- (2) 大東・大須賀区域では、共働き家庭の増加に伴う保育園希望者の増加や少子化による幼稚園の小規模園化、幼稚園・保育園の施設の老朽化が進んでいます。平成28年度には、大東・大須賀区域認定こども園*化推進委員会から、大東・大須賀区域認定こども園*化のあり方についての提言が出されました。

【施策の方向】

(1)「掛川市子ども・子育て支援事業計画」の推進

掛川区域における幼保園の認定こども園*化と大東大須賀区域における幼稚園・保育園の認定こども園*化を推進します。

(2) 幼稚園・保育園の園児・職員交流活動の推進

大東・大須賀区域認定こども園*化に向けて、幼稚園、保育園間の園児・職員の交流活動を実施し、教育の充実を図ります。

【主要事業】

(1)「掛川市子ども・子育て支援事業計画」の推進

子育て幼稚園・保育園の再編、認定こども園*整備に関して協議検討します。

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当 該施策の実施について毎年推進・評価・改善していきます。

事業期間 平成 27 年度~31 年度

事業箇所 市内全域

事業内容 ①幼保園の認定こども園*への移行推進

②大東・大須賀区域認定こども園*化の推進

(2) 幼稚園・保育園の園児・職員交流活動の推進

大東・大須賀区域では、認定こども園*化に向けて、幼稚園、保育園間の園児・職員の 交流活動を実施します。

少子化の著しい園を中心に幼稚園、保育園間の園児の交流活動を実施します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市南部地区

事業内容 ①合同保育

②幼保交流活動

③職員交流

■ 協働*による人づくり・まちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取組例)

(1) 子ども・子育てへの関心と理解

市民は、地域の未来を担う子どもや子育てに関心を持ち、理解し、温かく見守っていける環境づくりに努めます。

(2) 父親の子育て参加支援

市民・地域社会・事業者は、一体となって認定こども園*、幼稚園、小学校での各種行事に父親が参加できる機会をより一層増やすなど、父親の子育て参加を応援するとともに、 意識の醸成に努めます。

(3) 地域社会での見守り活動の推進

市民・事業者が連携し、地域に子どもの遊びスペースを確保するなど、地域社会の人たちが子ども、または子育て中の保護者に声を掛けやすい環境をつくります。また、子育て中の親子が参加できる地域での触れ合い機会を創り、子どもの社会性を育みながら、地域社会で子どもを見守ります。

(4) 家庭教育力の向上

市民は、園や地域等との連携の中で、家庭における教育力を向上させ、規則正しい食生活やしつけを大切にした教育を行い、幼児の健やかな成長を見守ります。

第2章 学校教育

1 「確かな学力※」の向上を目指す学校

基礎・基本を確実に身に付け、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など「確かな学力*」をそなえた子どもを育成します。

【現状と課題】

- (1)変化の激しい社会の中で、生涯にわたって学び続けるための基盤となる「確かな学力*」を身に付けることが必要です。これまでの小・中学校の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、各学校では、子どもたちが自ら学習に取り組み、「考える楽しさ」「わかる喜び」を実感できる、魅力ある授業を行うように努力しています。また、より一層の授業改善を進めていくことが必要です。
- (2) 学校で授業がわかると答える児童生徒が多く、前向きに授業へ取り組んでいますが、学力の両極分化が進み、一斉授業だけでは理解が難しい子どもが増えています。
- (3)特別支援教育*についての理解が進み、支援のための校内体制も整いつつありますが、 保護者や地域社会の要望に応えるために一層の充実が求められています。
- (4) 小学校外国語活動の充実が求められています。小学校外国語活動支援員の派遣により、 各校の授業改善が進んでいます。今後も研修等を実施し、外国語活動の指導の一層の充実 を図る必要があります。
- (5) 環境教育の推進は、豊かな自然環境を守り、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築し、私たちの子孫に引き継いでいくため、極めて重要といえます。本市においても、各小・中学校で環境教育に取り組み、その成果を「環境を考える市民の集い」において発表するなどの活動を行っていますが、地域の環境団体と連携した取組など環境教育のさらなる充実が求められています。

【施策の方向】

(1) 魅力ある授業の展開

「静岡県の授業づくり指針」を活用し、子どもたちに付けたい力を明確にした授業を展開します。その中で、授業における追究場面やまとめの時間に十分な時間を確保して思考力やコミュニケーション力、情報の選択・活用力などを育成し、学力の定着を図ります。さらに、小・中学校の全国学力・学習状況調査における課題を分析し「かけがわ学力向上ものがたり*」を通して改善に努めます。また、学校支援のため指導主事等の増員を図ります。

(2) 少人数指導など個に応じた指導体制の確立

各小・中学校において、少人数による授業など個に応じたきめ細かな指導に一層取り組み、学びの充実を目指します。

(3)特別支援教育*の充実

特別支援教育**については、普段から特別支援教育**コーディネーターを中心に教員研修を進め、具体的な支援の方策を探り、実践していく力を育てます。幼稚園・保育園・認定こども園**との情報交換を進め、健康づくり課や福祉課などと連携を図り、早期対応に努めます。また、小・中学校に特別支援教育*巡回相談員を派遣し、授業づくりや支援に関する助言をし、指導の充実を目指すとともに、特別支援教育*巡回相談や専門家チーム会議の開催により、各校の課題解決に努めます。

(4) 小学校外国語活動の充実

外国語体験活動等の充実を図ったり、ALTを計画的に派遣したりして、学校の外国語 活動を支援していきます。

(5) 環境教育の充実

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲を高め、環境教育の充実を目指します。 太陽光発電設備や地域の人材を活用した授業を充実させて、自然や環境の保全に寄与する 態度を育てる環境教育を推進します。

【主要事業】

(1)魅力ある授業の展開

確かな学力*を育む授業改善の推進、小学校外国語活動、言語活動の充実を目指します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①言語活動の充実を図る研究推進(西山口小学校研究指定)25・26年度

- ② I C T*活用研究(倉真小学校・大須賀中学校研究指定)26・27 年度 * (大浜中学校研究指定)28・29 年度
- ③確かな学力※研究(城北小学校研究指定)27・28年度
- ④外国語活動研究(横須賀小学校研究指定)28・29年度
- ⑤小中一貫教育研究(原野谷学園・城東学園研究指定) 29~31 年度

(2) 少人数指導など個に応じた指導体制の確立

県の学び方支援事業や静岡式 35 人学級などを活用し、少人数による授業など個に応じたきめ細かな指導に一層取り組み、学びの充実を目指します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①少人数学級編制

- ・静岡式35人学級編制 小学3・4・5・6年生、中学1・2・3年生 (小学3・4・5・6年生は下限撤廃予定(H30.1時点)、中学1・2・3年生は弾力化による35人学級編制)
- ・標準法改正による35人学級 小学校1年生
- ・加配による35人学級 小学校2年生

②指導方法工夫改善加配 (国・県による教職員加配措置)

(3)特別支援教育※の充実

本市における特別支援学級の在り方や特別支援教育*の在り方について継続検討し、特別支援教育*推進体制を確立します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①特別支援教育*推進事業(特別支援教育*専門家チーム会議、巡回相談等)

- ②学校サポーター派遣事業
- ③特別支援教育**コーディネーター研修会
- ④就学支援委員会
- ⑤特別支援教育*巡回相談員による学校訪問
- ⑥個別の教育支援計画等検討会(29年度)
- ⑦発達相談支援センター**との連携(30年度)

(4) 小学校外国語活動の充実

小学校外国語活動の研究と支援を行います。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①ALT派遣事業

- ②外国語活動研究(横須賀小学校研究指定)28・29年度
- ③小学校指導資料「新掛川スタンダード」の編集と活用

(5)環境教育の充実

地域資源を活用した環境教育を推進し、子どもたちの環境の保全に関する意識を高めます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①環境楽習共育プラン「環境講座」

②エコネットチャレンジ

2 豊かな感性、健やかな心身を育む学校

生命を尊重する心や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性と、たくましくしなやかな心をもつ子どもを育成します。

【現状と課題】

(1) 心の教育の大切さが重要視される昨今、学校における道徳教育の重要性も増しています。 子どもの心に響く道徳の授業の在り方や、全教育活動を通じての道徳教育の充実を図る必要があります。また、いじめについては「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうること」を認識し、学校では、いじめを認知する努力をするとともに、認知したいじめは被害者の立場で、解消に向けた丁寧な対応が求められます。

- (2)本市では、平成28年に「掛川市子ども読書活動推進計画*」(掛川ほんわかプラン)を改訂し、学校司書の派遣や学校図書館の整備・充実など、子どもの読書活動の推進のため様々な取組をしてきました。多くの成果を上げる一方、学校図書館においては、人的・物的な不足により授業での活用や環境整備が十分には行えない現状があります。
- (3) スポーツに打ち込んだり、休憩時間に外遊びを楽しんだりと、体を動かすことが好きな子どもがいる一方で、生活リズムの変化や食生活の乱れにより、自分の体調を管理できない子どもが増加傾向にあります。
- (4) 豊かな感性を育むためには、優れた文化芸術に直接触れる機会を得ることが重要です。 個々の子どもの実態により文化芸術活動の経験に差があるため、学校での体験学習の場を 設けていく必要があります。
- (5) 全国的に見ると、学校や通学路で不審者により児童生徒等に危害が加えられる事件や交通事故は毎年のように発生しています。また、平成23年3月東日本大震災では多数の園児児童生徒、学校等に甚大な被害が生じました。直近でも、台風や大雨による土砂災害や火山災害等も発生しています。このような中、掛川市においても、事件・事故災害の発生は危惧されるところであり、児童生徒等の安全の確保について安全管理等の一層の充実を図るとともに、安全で安心な社会づくりの担い手となる児童生徒等への安全教育の重要性が高まっています。とりわけ、東日本大震災の課題や教訓、その後も発生している台風や大雨等による土砂災害、火山災害等の課題も踏まえ、安全教育の中でも防災教育について重点的に内容を充実させていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 道徳教育・人権教育の充実

道徳教育・人権教育をさらに充実させ、規範意識、自他の生命尊重、自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を育成します。また、報徳の教え*が根づく掛川らしさを生かしたかけがわ道徳*を推進します。桜木小学校・和田岡小学校・桜が丘中学校における「道徳教育総合支援事業」の取組の成果を全市に広めていきます。また、いじめ問題に対しては、常に危機意識をもち、学校全体で組織的に迅速な対応をします。

(2) 豊かな心を育む読書活動の推進

掛川市子ども読書活動推進計画*の実現に向けて読書活動を充実させ、豊かな感性や情操を育みます。学校での読書活動の充実に努めるとともに、さらに、家庭での読書活動を推奨する取組を進めていきます。また、学校図書館支援室を活用し学校図書館の整備・充実を進めます。

(3) 健康教育と体力・たくましさの育成

体育の授業や諸活動で多様なスポーツに興味を持てるよう工夫したり、休憩時間に外 遊びを奨励したりすることで、子どもが運動に親しむ習慣を身に付けるよう努めます。 学校保健については、健康診断、各種健診等を実施し、児童生徒の健康の保持増進に努めるとともに、アレルギー疾患等を有する児童生徒の安心・安全な学校生活を確保するため、養護教諭を対象としたアレルギーに関する研修会を実施します。

(4) 文化芸術活動の推進

「キラリ!ふれあいコンサート」の開催を通して、市内の学校の交流により芸術を愛好する心や豊かな感性を育みます。

(5) 防災(地震・津波・原子力)教育の推進

災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」を育成し、 支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する「共助・公助」の精神を育成す る防災教育を推進します。

【主要事業】

(1) 道徳教育・人権教育の充実

「かけがわ道徳[※]」の推進、道徳教育支援事業研究指定の推進、いじめ防止等のための 取組を推進します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①「道徳教育支援事業」(桜木小学校・和田岡小学校・桜が丘中学校研究 指定) 26・27 年度

- ②「掛川市いじめ防止等のための基本的な方針」の作成 26年度
- ③いじめ防止対策推進委員会
- ④要支援児等対策連絡協議会
- ⑤生徒指導研修会
- ⑥教育相談事業

(2) 豊かな心を育む読書活動の推進

掛川市子ども読書活動推進計画*の具体化による推進を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①学校司書の配置

- ②推進事業の市民団体への委託 (~29 年度)
- ③学校図書館担当者研修会
- ④学校図書館の整備推進
- ⑤学校図書館の蔵書充実
- ⑥学校図書館支援室の充実

(3)健康教育と体力・たくましさの育成

小学校陸上大会を開催し、中学校部活動等の推進をします。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①小学校陸上大会開催事業

- ②中学校部活動の推進事業
- ③部活動指導員導入研究(30年度~)
- ④薬学講座

(4) 文化芸術活動の推進

市内小・中学校合同音楽発表会開催を支援し、地域出身等の音楽家を小学校に派遣します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①音楽発表会「キラリ!ふれあいコンサート」開催事業

②学校の音楽活動支援事業

(5) 防災教育の推進

学校における防災教育や学校の防災管理を推進する県教委指定学校防災推進協力校事業や防 災キャンプ事業、市外からも一定の評価を得ている市内の小中学校の取組や成果を市内で共有し、 実践を広げるとともに、新学習指導要領に基づく「防災」や「安全」に係る学習または指導を確 実に実施します。

事業期間 平成 28 年度~30 年度

事業内容 ①学校防災推進協力校事業(静岡県教育委員会指定)成果の普及

②防災キャンプ事業

③中学生(小学生)防災リーダー教室(市危機管理課との協働)

3 家庭や地域等と連携した開かれた学校

自然・歴史・文化・人材などの豊かな資源を生かした教育を推進します。

【現状と課題】

- (1)子どもの健やかな成長のためには、学校、家庭及び地域等が連携していく必要があります。特に子どもの感性を育て、社会性を身に付けるために、自然体験や社会体験を中心とした地域における様々な体験活動の機会や場を設定することが一層求められています。
- (2) 学校では、本市にゆかりの報徳の教え*について学習したり、現在住んでいる地域の行事 に積極的に参加したりするなど、郷土に対する関心は高くなっています。また、社会科見 学や総合的な学習の時間*を通じて地域の歴史や自然に関心を持ったりする子どもが多い のが本市の特徴です。今後も、地域の自然や歴史、文化などを生かした体験学習を重視し ていくことが大切です。
- (3)子どもたちに望ましい勤労観や職業観を身に付けさせるために、中学校において3~5 日間の職場体験学習を実施するなどの指導を通じて、職業への関心の高まりが生徒に見られます。今後は、生徒が職業体験学習等で得たものを後の進路選択でいかに生かしていくかが課題です。

【施策の方向】

(1) 地域の優れた人材や地域ボランティアを活用した教育活動の展開

各学校は、地域コーディネーターと連携を図り、各教科・領域・総合的な学習の時間*において地域ボランティアや「その道のプロ」を活用し、授業を展開します。体験を重視した学習活動がますます大切になってきている今、地域の人・もの・ことを一層活用した教育活動を展開します。

(2) 地域の自然・歴史・文化などを生かした体験学習

教育委員会作成の地域教材資料集を社会科や道徳の授業の中で効果的に活用し、郷土の 地理的環境や生活、産業や歴史について興味・関心を持たせるとともに、総合的な学習の 時間**や地域人材活用の授業を通じて、地域の自然や歴史・文化に触れることができるよ う努めます。また、体験学習と環境教育を結びつけた取組などを積極的に行います。

(3) キャリア教育*の充実

キャリア教育*が、単なる進学指導や就職指導にとどまることのないように、小学校段階から「生き方指導」として、地元企業などから様々な人材を活用したり、職場を見学したりする機会を増やし、確かな学力*の育成と結びつけた指導を進めます。

(4) 中学校区学園化構想*の推進

地域ぐるみで子どもたちを育むために、学校、家庭及び地域等との間をつなぐ温かな人間関係の大切さに目を向け、ともに手を携えて、地域に「誇り」を持ち、住民自らも学び続ける中学校区を創造できるよう支援します。また、園・小・中学校が連携し、一貫性のある教育を推進します。

【主要事業】

(1) 地域の優れた人材や地域ボランティアを活用した教育活動の展開

地域人材から学ぶ体験活動や退職教員・大学生等による放課後支援などの充実を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 退職互助組合や近隣大学等との連携によるボランティア活用

(2)地域の自然・歴史・文化などを生かした体験学習の重視

地域教材「わたしたちの掛川市(地域学習編・歴史学習編)」の研究、総合的な学習の時間* 等と関連した「かけがわ道徳*」の推進を行います。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①地域教材研究会

②「かけがわ道徳*」の実施

(3)キャリア教育*の推進

中学校での職場体験学習、小学校における職業学習などを実施します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 キャリア教育*推進事業

(4) 中学校区学園化構想*の推進

○保幼小中で連携して子どもの発達段階に応じた一貫性のある教育を推進します。さらに、 地域連携による学校を支援する活動や地域の子どもたちを健やかに育むための活動な どを通じて、学園に根ざした教育活動を推進します。

事業期間 平成 26 年度~

事業内容 全中学校区単位(学園)で実施 26年度~

○中学校区学園化構想*第2ステージとして、保幼小中連携と小中一貫教育を推進します。 さらに地域の大人が持っている文化やスキルを子どもたちに伝授するよう、教育環境に ついて研究します。併せて、学校が地域の拠点として、学園内の学校以外の施設が持つ 機能も果たせるよう、施設の複合化や多機能化についてデザインし、検討します。

事業期間 平成 28 年度~30 年度

事業内容 教育アクションゾーンのデザイン設計

4 信頼される学校

「地域の太陽」として、子ども・保護者・地域住民から信頼される学校を創造します。

【現状と課題】

- (1) 社会の急速な情報化に対応するため、校内LAN*や公共施設間ネットワーク*回線の整備、教員一人一台の教育用パソコンの配備等、情報教育環境を整備しています。児童生徒に対する具体的な指導内容については、新学習指導要領に準拠した情報教育と情報モラルの充実やICT*を活用した授業改善及びプログラミング教育*等を進めているところです。
- (2) 掛川市は、外国人集住都市であり、外国人児童生徒が、市内の学校に多数在籍しています。その中には、日本語指導を必要とする児童生徒が多数いるため、支援の体制を整える必要があります。
- (3) 子どもたちが変化の激しい社会の中で自分の良さを最大限に発揮し、心豊かに凛として生きていくための確かな学力**を身に付けるとともに、一人一人の良さを見出し、これを伸ばす指導者の育成が必要です。そのためには、高い専門性のある教科指導力と生徒指導力をもち、教育への熱意と子どもや学校、地域への愛情にあふれた「頼もしい先生」を養成することが重要です。
- (4) 市内の小・中学校では、児童生徒はほぼ落ち着いた学校生活ができています。しかし、 悩みや問題を抱えている子どもや保護者は多く存在します。早期対応、早期解決を実現す

るためにもまずは気軽に相談ができる学校や教育委員会の体制整備が必要です。

【施策の方向】

(1) 社会の変化に対応する学校

授業での子どもたちの理解を助け、深めるため、ICT*の効果的な活用を一層進めるとともに、教員の「授業でのICT*活用指導力」を身に付けるための研修を行います。

また、子どもたちの論理的思考力や問題解決力を育成するプログラミング教育*を推進していきます。さらに、情報モラル教育については、子どもたちのネット利用の現状把握に努め、生活に悪影響を及ぼさないように適切な使用方法について指導するとともに、保護者への啓発に努めます。

学校図書館においては、学校図書館蔵書のデータベース化を進め、各校のネットワーク 化による蔵書の効率的活用を図ります。

外国人児童生徒への支援については、外国人児童生徒等支援員を派遣し、日本語指導、 通訳、教育相談等の支援を行っていきます。また、外国人児童生徒への支援の在り方を研 究し、さらに支援を充実するよう努めます。

(2)「頼もしい先生」を育成する研修等の推進

新任管理職が、確かな学校経営力を身に付けるために、本市にある企業や教育関係機関から講師を招くなどして、学校経営や、企業の経営等の研修を推進します。また、わかる授業、楽しい授業ができ、子どもの心に寄り添うことができる「頼もしい先生」の育成を目指し、教職員が掛川市教育センターや静岡県総合教育センター主催の研修に積極的に参加できるよう努めます。

(3) 生徒指導、就学支援、教育相談システムの充実

市内すべての学校にスクールカウンセラー**やスクールソーシャルワーカー**を派遣しており、各学校においては子どもや保護者の相談を受け付ける体制を整えています。また、掛川市教育センターや家庭児童相談室にも教育相談窓口を設置し、一般の方を含め相談受付体制の整備に努めます。また、いじめや不登校、虐待の問題への対応も各機関との連携を図りながら進めるとともに、交通安全への取組を充実させていきます。

【主要事業】

(1) 社会の変化に対応する学校

情報教育の充実及びICT*環境整備を図ります。

外国人児童生徒の就学等を支援します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ① I C T **活用研究(倉真小学校・大須賀中学校研究指定)26・27 年度 (大浜中学校研究指定) 28・29 年度

②プログラミング教育**の推進(全中学校・第二小・曽我小)29~31年度

- ③教育情報化推進事業(掛川市教育情報化推進基本計画)27~31年度
- ④情報教育推進事業
- ⑤ I C T **環境整備事業
- ⑥学校図書館蔵書データベース化
- ⑦日本語初期指導教室(「虹の架け橋」) **事業の継続、充実(28年度~)
- ⑧外国人児童生徒の指導の充実
- 9外国人児童生徒支援室の充実
- ⑩外国人児童生徒等相談員派遣事業
- ⑪就学状況把握

(2)「頼もしい先生」を育成する研修等の推進

教職員研修会等の充実を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①かけがわ教養館講座 (~29 年度)

- ②教頭研修会
- ③主幹教諭·教務主任研修会
- ④研修主任者研修会
- ⑤生徒指導主任·主事研修会
- ⑥情報教育研修会
- ⑦養護教諭研修会
- ⑧事務職員研修会
- ⑨特別支援学級担任研修会
- ⑩特別支援教育*コーディネーター研修会
- ①就学支援担当者会
- 迎要支援児等対策連絡協議会
- (13)初任者研修会
- 402年次経験者研修会
- ⑤ 5年経験者研修会
- 16中堅教諭等資質向上研修
- ⑪学校図書館担当者研修会
- 18環境教育担当者研修会
- 19外国人児童生徒担当者研修会
- ②ALT研修会
- ②学校サポーター研修会
- 22教職員指導技術研修会

- ②道徳主任研修会
- 四英語教育推進リーダーによる中核教員研修
- ②まごころ先生派遣事業

(3) 生徒指導、就学支援、教育相談システムの充実

教育センターでの教育相談の充実及び適応指導教室(みどり教室)の活用を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①教育センターでの教育相談及び適応指導教室(みどり教室)

- ②要支援児等対策連絡協議会
- ③就学支援委員会

5 安全・安心な教育環境の整備

教育活動を展開できる機能的な施設環境を整えるとともに、安全性、防災性や 衛生的な環境を備えた安全・安心な施設整備に努めます。

【現状と課題】

- (1) 国の基準を満たす耐震化は、平成25年度をもって全て完了しましたが、施設、設備の経年による老朽化は進んでいるため、安全面や機能面の改善を図る老朽対策が課題となっています。
- (2) 児童生徒数の増加による教室の不足を施設整備により解消する必要があります。また、 児童生徒等が安全に施設を利用できるよう整備していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 老朽校舎・屋内運動場の改築、改良

老朽化が進む校舎、屋内運動場及び付帯施設は、改築または改良を計画的に進めます。

(2) 校舎増築、施設のユニバーサルデザイン化

校舎の施設整備につきましては、将来の児童生徒数の推移を勘案し、増築等により対応します。また、施設を児童生徒等が安全に利用できるよう整備します。

【主要事業】

(1) 老朽校舎・屋内運動場の改築、改良

老朽化の著しい校舎、屋内運動場の改築又は改良を計画的に実施します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 中央小学校 校舎改築事業

大坂小学校 屋内運動場改築事業(~29年度)

千浜小学校 屋内運動場改築事業(~29年度)

小・中学校 校舎・屋内運動場外部改修工事

(2) 校舎増築、施設のユニバーサルデザイン化

児童生徒の急増に対応して、校舎の増築をします。また、安全安心で良好な学習環境を 提供するため、施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

事業期間 平成 26 年度~平成 30 年度

事業箇所 西中学校 校舎増築工事(~26 年度)

第二小学校 エレベーター設置工事(~26年度)

和田岡小学校 エレベーター設置工事(~26年度)

西郷小学校 校舎増築工事(~28年度)

桜が丘中学校 ユニバーサルトイレ設置工事(~29年度)

6 安全・安心な学校給食の推進

衛生的で良好な調理環境の整備を図り、安全で栄養バランスの取れたおいしい 給食の提供に努めます。

【現状と課題】

- (1)掛川市では、地元産の食材や地域の食文化を活かした献立を採用し、市内の全小・中学校 31校と幼稚園 10園に給食を提供しています。学校給食の食材については、「安全性の確保」 が必要不可欠であり、より安全・安心な食材の使用が求められています。給食を通して、望ましい食生活や食料の生産者等に対する子どもの関心と理解を深められるよう、生産者団体 等と連携し、地場産物の活用、地域の生産者や生産に関する情報を伝達する取り組みを推進しています。
- (2)掛川区域の小学校給食調理場は老朽化が進んでいたため、掛川市学校給食基本計画に基づき、学校給食調理場の統合化を目指し、新学校給食センターの建設に取り組んできました。新学校給食センターである、さかがわ学校給食センターは、平成29年7月に完成し、平成29年9月から供用を開始しました。今後、安全・安心な学校給食を提供するため、安定した運営を図っていきます。

【施策の方向】

(1) 地産地消の積極的な推進

児童生徒がより身近に実感をもって、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるためにも、地元生産者等と連携を図りながら、積極的に地場産物の活用を図ります。

(2) 調理場施設の安全性の確保と衛生管理

さかがわ学校給食センター以外の3給食センターは、計画的に施設備品の更新を図ることが必要です。また、各センターでは、学校給食用食品の安全性に万全な注意を払い、学校給食衛生管理基準の周知徹底を図り、ノロウイルス等食中毒防止のための衛生管理や調

理従事者の指導・研修を積極的に行います。

(3) 栄養教諭・学校栄養職員による食育*の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、 学校給食において積極的に食育*に取り組んでいくことが必要です。栄養教諭、学校栄養 職員が中心となり、児童・生徒を対象に発達段階に応じた「食に関する指導」を充実し、 更には、保護者にも子どもの給食を通して食についての関心を深めて行くことが求められ ています。

(4) 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギーを持つ園児・児童及び生徒が増加傾向にあり、学校給食での適切な対応が多く求められています。学校給食においては、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任等が保護者と相談し、アレルギーの原因食材を取り除いた除去食など状況に応じた対応をしています。

(5) 学校給食センター化事業

掛川区域の調理場施設は、築32年~51年が経過し施設全体が老朽化していたため、また、調理員の非常勤化が進んでいることから、掛川区域の8調理場を統合した6,000食規模の学校給食センターの整備を進めてきました。

【主要事業】

(1) 地産地消の積極的な推進

積極的に地場産物の活用を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①地元生産者等との連携強化

②地元産の食材や地域の食生活を生かした学校給食の推進

(2) 調理場施設の安全性の確保と衛生管理

衛生管理研修会を開催します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容 ①栄養教諭、学校栄養職員、委託業者、学校事務助手、市内納入業者を対象とした研修会の実施

②栄養教諭等による調理場職員への衛生管理研修会の実施

(3) 栄養教諭・学校栄養職員による食育*の推進

食に関する指導を推進します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業内容
①各小中学校と連携した学級活動や授業等での「食に関する指導」の実施

②給食時間を利用した「食に関する指導」の実施

③給食だよりを通じ、家庭への食育*情報の提供と啓発

(4)食物アレルギー対応の充実

食物アレルギーによる事故を防止し、発生時の適切な対応のための研修を実施します。

事業期間 平成 28 年度~30 年度

事業内容 ①「掛川市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に沿った対応 の徹底

- ②アレルギー知識向上のための研修会の実施
- ③各小中学校でのアレルギー対応委員会の開催

(5) 学校給食センター化事業

学校給食センターの整備を実施しました。

事業期間 平成 26 年度 基本構想·基本計画

平成27年度 基本設計・実施設計、用地取得

平成28年度 建設工事、給食受入施設整備計画

平成29年度 建設工事、外構工事、給食受入設備工事

供用開始 (9月~)

事業箇所 掛川区域小学校給食センター整備

■ 協働*による人づくり・まちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取組例)

(1) PTA活動の推進

保護者は、教職員とともに子どもたちの生活や学習、生き方についての考えを互いに深めるため、PTA活動や学校の諸活動、または読み聞かせなどのボランティア活動に積極的に参加し、連携を深めます。

(2) 子ども見守り活動・声掛け活動の推進

市民は、通学路での見守り活動や声掛け活動により、子どもの安全確保に取り組みます。

(3) 学校行事等への参加

保護者や市民は、学校行事等へ積極的に参加し、学校に対する関心と理解を深め、学校 と連携し、地域全体で子どもの成長を見守ります。

第3章 社会教育

1 次代を担う青少年健全育成の推進

学校、家庭及び地域等が連携して見守り、育むことにより、青少年が正しい判断をする力を身に付けるよう導きます。

【現状と課題】

- (1) 青少年の非行は減少していますが、低年齢化、広域化が目立ち、近年、携帯電話やインターネットによる犯罪が増えています。地域社会の中で、地域の大人と深く関わり合いが持てるような活動を通じて、健全な成長を導いていくことが必要になっています。
- (2) 都市化や少子化、地域社会とのかかわりの希薄化により、地域で子どもたちを育てる気 運が薄れつつあり、地域の子どもは地域で育てる体制づくりと、その意識を高める事が重 要になっています。
- (3) 自然体験や社会体験への参加など、地域社会における様々な体験活動の機会と場を確保 するとともに、地域の声掛け運動の推進など、地域の子どもたちを育んでいくための環境 づくりが必要です。
- (4) 現在の青少年は自らの将来に対する目的、意欲、期待感が希薄といわれています。また、 社会全体の規範意識が低下する中で、子どもを取り巻く環境が悪化しているという指摘も あり、子どもたちを地域全体で温かく見守り、時には厳しく接することが求められていま す。

【施策の方向】

(1) 青少年健全育成活動の充実

補導センターは、各関係諸機関と連携して、週1回の街頭補導を通して青少年の非行問題の早期発見や非行防止をはじめ、保護及び矯正を図っています。また、青少年問題協議会において青少年の現状や問題行動などについて有識者から広く意見を求め、健全育成を推進します。

また、社会体験や異世代との交流を目的とした全市一斉青少年育成環境美化活動、祭典など地域行事への子どもの参加やそれらの行事の企画などへの積極的なかかわりを促進し、地域社会の教育力向上に向けた学習や体験活動への参加機会の充実を図るとともに、地域社会の一員としての意識の高揚に努めます。また、学校、家庭及び地域等が連携して声掛け運動(あいさつ運動)を推進します。

(2) 体験学習活動の充実

通学合宿**や放課後子ども教室など学校外での体験学習活動を促進し、地域の施設や人材の活用を図ります。また、家庭や地域社会との協働**による取組を積極的に進め、子どもたちが様々な体験を計画的、効果的に実施できるよう努めます。

(3)郷土の偉人顕彰

人生の目標となるような郷土の偉人を再発見し、彼らが偉業を成し遂げるための基礎となった生き方や考え方、教訓などを冊子にまとめた「この人に学びたい〜掛川の偉人ものがたり〜」をつかって、次代のまちづくりを担う児童に紹介し、青少年の健全育成に努めます。

(4) 中学校区学園化構想*の推進

学校、家庭及び地域の連携協力が強化され、多くの地域住民が学校支援に参加する体制づくりを推進し、地域ぐるみで子育てに参加しようとする気運の高まりとともに地域社会全体の教育力の向上を図ります。

【主要事業】

(1) 青少年健全育成活動の充実

○青少年の非行防止のための街頭補導の実施並びに青少年対策の総合的な推進を図るため、青少年問題協議会において青少年施策を審議します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市役所、市内など

事業内容 ①青少年問題協議会の開催

- ②青少年相談
- ③有害環境の浄化
- ④補導センターによる補導活動
- ⑤青少年だよりの発行
- ⑥県内一斉立入り調査
- ○学校・家庭・地域社会の生活を通じ、地域ぐるみで青少年の健全育成の活動を推進する ともに、子どもたちの見守り活動を行います。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 各中学校区

事業内容 ①地域の青少年声掛け運動

- ②家庭の日の普及PR
- ③青少年健全育成街頭キャンペーン
- ④全市一斉青少年育成環境美化活動
- ⑤子ども・若者育成支援強調月間
- ⑥「子ども110番の家」
- ⑦わたしの主張

(2) 体験学習活動の充実

○青少年の社会的自立につながる活動機会の保障のため、集団遊びの機会、社会奉仕体験

活動、自然体験活動、青少年団体への支援を行います。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 ①通学合宿**

- ②放課後子ども教室
- ③全市一斉青少年育成環境美化活動
- ④子ども会活動
- ⑤青少年ボランティア育成
- ○小学生の放課後の安全で健やかな居場所を確保するとともに、学びの意欲と力を育んでいくため、地域資源を最大限に活用して行うコミュニケーション活動や体験活動を中心とした学びのシステムを研究・実践し、総合的な放課後等の教育を推進します。

事業期間 平成 27 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 放課後子ども教室開催事業

○子どものものづくりへの興味・関心を高め、科学的思考力を育成するため、事業者や大学、市等が連携し、社員・職員を講師として迎え、小中高校生を中心とした教室を開きます。

事業期間 平成 28 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 白熱サイテク (サイエンス&テクノロジー) 教室の開催

○市民総ぐるみの教育の振興を図り、かけがわ型教育を構築するため、各種講座を受講、 技術習得した市民を「市民先生」として登録し、地域の子どもの育成活動への参加を促 す等、新たな仕組みづくりを進めます。

事業期間 平成 28 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 市民先生ナビの構築・推進

(3)郷土の偉人顕彰

児童に人生の目標となるような郷土の偉人を紹介する副読本「この人に学びたい〜掛川 偉人ものがたり〜」を活用し、青少年の健全育成に役立てます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内小学校

事業内容 ①郷土の偉人顕彰

②金次郎と掛川の偉人検定

(4) 中学校区学園化構想※の推進

中学校区学園化構想※を基盤とした地域の学校支援体制活動を推進します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 全中学校区で実施

事業内容 ①中学校区学園化推進連絡協議会

②地域コーディネーター会議

2 家庭教育力の向上

家庭教育に係る相談・学習・交流の場を提供し、健全な子育て支援を進めます。

【現状と課題】

- (1) 核家族化や少子化の進行に伴い、家庭の大切な役割である基本的な生活習慣のしつけが 十分されていないという指摘があります。また、子どものことに無関心または、干渉しす ぎる親が多いと言われています。このため、家庭での教育力の向上を目指して様々な学習 機会の充実が求められています。
- (2) 核家族化の進展や地域社会の結びつきの希薄化などにより、身近に子育てについて相談できる場が少なく、子育てに不安や悩みを持つ親が増加しています。このため、相談体制の充実、自主的な学習グループの育成などに努め、関係機関が連携して子育てに関するネットワークづくりを推進することが必要です。

【施策の方向】

(1) 家庭教育に係る講座・教室など学習機会の充実

乳幼児、思春期の子どもを持つ親を対象にした講演会の開催など発達段階ごとの学習機会の充実を図ります。

(2) 相談・支援体制の充実とネットワークづくり

親自らが、子どもを取り巻く環境等について学ぶ家庭教育学級を開催し、親同士が気軽に子育てについて話し合うなど、情報交換や相談できる環境づくりに努めます。そして、その学級に家庭教育の助言等を行う子育てサポーターや託児サポーターを派遣し、相談体制の充実とネットワークづくりを図ります。

【主要事業】

(1) 家庭教育に係る講座・教室など学習機会の充実

家庭での教育力の向上を目指して様々な学習機会の充実と、食育**や子育て支援の推進を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 各家庭、事業所等

事業内容 ①家庭教育講演会

- ②子育てサポーター派遣
- ③早寝早起き朝ごはんのPR
- ④託児サポーターの派遣

(2) 相談・支援体制の充実とネットワークづくり

○家庭教育学級の充実と、子育てサポーター等による支援のネットワークづくりの研究を 行います。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内幼稚園、幼保園等

事業内容 ①家庭教育学級開設

- ②PTA活動支援
- ③子育てサポーター養成
- ④親学講座
- ○家庭教育支援員を、市内小中学校の保護者会や学級懇談会等に派遣して、家庭教育支援 活動を推進します。

事業期間 平成 28 年度~30 年度

事業簡所 市内小中学校

事業内容 ①家庭教育支援員の派遣

②家庭教育支援員の養成

3 生きがいに満ちた豊かな人・暮らしづくり

いつでも、どこでも、だれでも、どこからでも学べる生涯学習関連施策を充実 し、自己を磨き、生きがいを見つけるために学び続けるとともに、お互いの人権 を大切にする人づくりを進めます。

【現状と課題】

- (1) 近年、市民のライフスタイルの多様化に伴い、市民だれもが生涯にわたって学び続け、 生きがいのある充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められていま す。このため、自主的な学習活動ができるよう、学習機会や学習講座の設定や情報提供な ど、様々な普及啓発を行う必要があります。
- (2) 南部地区には3つの公民館があり、地域社会に根ざした学習と交流の場となっています。 子どもから高齢者を対象とした各種講座や教室を開催し、その中から多数の自主グループ が誕生しました。しかし、地域における社会教育活動は、南部地区では公民館活動が、北 部地区では地域生涯学習センターが核となっており、南部と北部では態様が異なっていま す。
- (3) 専門的な指導者や優れた資質などを備えた指導者の育成・確保、人々が交流する場づく

- り、関係団体への支援など、生涯学習の一層の普及を図り、人づくり・まちづくりを推進 する必要があります。
- (4)人権の尊重は、自由で平等な社会を築く基礎です。しかし、家庭における子どもや女性に対する虐待や暴力、学校におけるいじめや不登校、社会における社会的身分、宗教、国籍、人種などの違いによる差別や偏見は、いまだに解消されていません。特に、児童虐待やいじめなど、子どもをめぐる人権問題は、近年、ますます大きな社会問題になっており、学校をはじめ社会全体で人権教育の充実を図ることが求められています。

【施策の方向】

(1) 生涯学習活動への参加促進と生涯学習機会の充実

市民の生涯学習活動への積極的な参加を図るため、生涯学習センター、文化会館シオーネ、公民館などとの連携を深めるとともに放送大学*など、現代社会の新たな環境の変化に対応した学習機会の充実を図るとともに、広報紙やホームページなどを活用した多様な広報活動を推進します。

(2) 公民館活動における学習機会の充実と今後のあり方検討

地域社会の教育力を向上させる活動や家庭の教育力の支援など、社会の変化に対応し、 市民ニーズに沿った学習機会の充実を図るとともに、地域社会における社会教育事業のあり方や官民協働**による展開について検討を深めます。

(3) 生涯学習リーダーの育成

生涯学習を実践するための知識や教養を身に付けることができるよう各種講座・教室の 充実を図るとともに、学習の成果を発表するための場や機会を提供し、学習によって得た 知識を地域社会などで活かすことができるよう、人づくりを推進します。

(4) 人権教育の推進

市民一人一人が人権に関する学習機会に積極的にかかわり、身近な人権問題を自分の問題と考えていくことが大切です。また、幼少期からの教育が大切であり、家庭や地域社会で偏見などが広がらないよう人権講演会、人権教育指導者研修会などの学習機会の充実を図ります。

【主要事業】

(1) 生涯学習活動への参加促進と生涯学習機会の充実

社会人の学び直しの機会の充実、家庭・地域社会の教育力の向上、職業教育、高齢者の健康増進のための学習機会の充実並び学習情報等の一元化システムを研究します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市役所、生涯学習センター、文化会館シオーネ、公民館等

事業内容 ①生涯学習講座

②放送大学**

- ③成人式
- ④吉岡彌生*記念館健康づくり応援セミナー・健康セミナー
- ⑤生涯学習センター学習講座
- ⑥文化会館シオーネ講座

(2) 公民館活動における学習機会の充実と今後のあり方検討

市民に対する教養講座の提供は、生きがいづくりと人材育成にとって必要です。また、公民館は学習の場のみならず、地域社会づくりの場としての機能について研究を行うとともに、地域生涯学習センターとの連携を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 大東北公民館、千浜農村環境改善センター 大須賀中央公民館

事業内容 ①大東北公民館講座

- ②千浜農村環境改善センター講座
- ③大須賀中央公民館講座

(3) 生涯学習リーダーの育成

市民主体のまちづくりには、地域社会でのリーダーが重要な役割を担うことから、公民 館講座などの学習機会の充実と、その知識を地域社会で活かすことのできる人材育成を推 進します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 大東北公民館、千浜農村環境改善センター、大須賀中央公民館

事業内容 公民館講座

(4) 人権教育の推進

人権教育の振興を図り、自分や他の人を大切に思う明るいまちづくりを推進し、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚と指導者の育成を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市役所、小学校、中学校他

事業内容 ①人権講演会

- ②総合的な学習コーディネーター会議
- ③小·中学校新任職員研修
- ④人権ポスター・作文表彰
- ⑤人権問題啓発推進協議会

4 郷土の歴史や文化を愛する心の育成

郷土芸能や郷土の遺産である文化財などを大切にする心を育て、歴史と文化財の保護・保存・活用を進めます。

【現状と課題】

- (1) 吉岡彌生*記念館では、我が国の近代医学史に大きな足跡を残した郷土の偉人である吉岡 彌生*の偉業を顕彰するとともに、広く市民の健康維持・増進に寄与するよう各種講座を 開催しています。今後、多くの方の入館とリピーターを増やすため、運営の充実を図ると ともに、周知・PR方法などの広報活動にも工夫をしていく必要があります。
- (2) 大須賀歴史民俗資料館は、これまで民具の展示専用の施設として運営されてきましたが、 民具は市内各所に約4千点余が点在して保管されておりますので、データベース化された 資料も利用して、民具の有効な活用を図る必要があります。
- (3) 市内には約700 の遺跡が存在し、過去の遺跡調査も多く、大切な出土遺物も多量にありますので、埋蔵文化財センターでの展示や「出土文化財展」、「掛川考古展」などの展示会を充実させていきます。この他、埋蔵文化財の周知を図るために、教育委員会や図書館などに「掛川市遺跡地図」を常備し、閲覧を可能にするとともに、静岡県教育委員会がホームページで市内の遺跡を公開しています。また、市の広報紙で工事前に遺跡の確認を呼びかけたり、展示会を開催して、埋蔵文化財に対する周知を図っています。
- (4) 市内の歴史上または芸術上価値の高い建造物、絵画、工芸、彫刻、天然記念物などについて、市の文化財に指定しています。今後も貴重な物が確認された場合には、調査を行い、文化財の保護・保存を図っていく必要があります。文化財の保護・保存の方法については、市民協働*による新たな手法の取組を検討する必要があります。また、県指定の無形民俗文化財と民俗芸能の保存会や市指定有形文化財の愛護団体などの活動に助成をしています。しかし、これらの団体では、会員の高齢化が進んでおり、貴重な文化財が次世代に継承できない恐れがあります。
- (5) 松ヶ岡プロジェクトでは、松ヶ岡の修復と掛川銀行の復元事業を実現するため、募金活動を展開していますが、まずは松ヶ岡を広く周知させる活動を最優先課題として、市民で構成するプロジェクト推進委員会との協働により、広報、周知及び募金活動を進めています。しかし、事業費を寄附金で賄うこととされており、修復・復元費用の確保のためには、今後も色々な工夫が必要となります。
- (6) 市内には、5世紀の古墳群である和田岡古墳群^{**}、戦国時代末の山城である高天神城跡^{**}、 戦国時代末から近世の平山城である横須賀城跡^{**}の3つの国指定史跡があります。史跡の 整備は、横須賀城跡^{**}の中心部のみ終了しています。和田岡古墳群の内、吉岡大塚古墳の 整備も開始されました。まだ手付かずの高天神城跡も含め、今後も、3史跡をバランス良 く整備していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 吉岡彌生*記念館の運営の充実

入館者やリピーターを増やすため、県内小・中学校等に配布したアニメ「吉岡彌生*物語」のDVDを郷土の偉人を学ぶ教材として活用し、見学に来てもらうよう、啓発に努めるとともに、記念館サポーター制度の充実を図ります。運営にあたっては、最先端で活躍する東京女子医科大学医師などを講師に招き、関心の高い健康の最新情報を発信するセミナーや講座を開催するなど、大学との連携強化を図ります。また、吉岡彌生*の業績を称え、子ども達の夢や希望、こころざしを育むとともに、世界に貢献する有能な人材育成するため「はばたけ未来の吉岡彌生*賞」を実施します。

(2) 大須賀歴史民俗資料館の運営の充実

大須賀歴史民俗資料館は、収蔵する民具を活用した小中学校生徒やその他市民を対象に した講座を開設し、掛川の生活様式の伝承に努めます。

また、寄贈された多くの民具については、今後、整理を行って保管庫等の整備を図り、 その展示活用に努めるとともに、民俗資料のデータベース効率化を行います。

(3) 埋蔵文化財の発掘調査と保護意識の高揚

開発などにより破壊を免れない状況となった遺跡は、発掘調査を行い記録保存します。 また、埋蔵文化財の保護・保存に対する市民意識の高揚を図るために、広報紙を活用し た工事前の遺跡確認の呼びかけや展示会、現地説明会、講座などでの埋蔵文化財の周知活 動を根気よく継続して行います。

埋蔵文化財センターでは、これまでに遺跡から出土した遺物の整理を継続して行い、それらを展示して、市民の埋蔵文化財への理解が深まるよう努めます。また、来館者数増を図るための周知活動を活発化させます。

(4) 文化財の調査・保護・保存の推進

市内の建造物や絵画、工芸、彫刻、天然記念物などの調査を行い、貴重な文化財を市民協働**による保護・保存を図ります。調査については、郷土を愛し郷土を大切にする気持ちの醸成につながるように文化財保存団体をはじめとする市民団体との連携を図ります。地域に伝わる文化や文化財は、郷土や先人の貴重な財産であり遺産です。地域の歴史や文化に対する理解をさらに深め、文化や文化財に対する保護保存の意識が向上するよう、若年層の会員確保など活動の支援を行います。

(5) 松ヶ岡プロジェクトの推進

引き続き、松ヶ岡プロジェクト推進委員会との協働で、研究PR、活用修復活動を進め、 松ヶ岡の周知及び募金活動を進めていきます。松ヶ岡が保存され、恒常的に管理していく ことで、貴重な歴史的建造物の維持が図られ、後世に永く伝えることができ、文化財の拠 点としての愛着を持たせることにより、郷土愛を育むことができます。

また、松ヶ岡の修復へ向けた実施設計の検討を行います。これには、松ヶ岡プロジェクト推進委員会と協働で検討するとともに、松ヶ岡建造物整備委員会でも具体的な修復、復

元方法を検討します。

(6) 史跡の保護・保存と活用の推進

史跡は、地域の歴史を学習する場として、歴史にふれ、親しむ空間としても位置づけることができます。国指定史跡の和田岡古墳群*、高天神城跡*、横須賀城跡*の整備については、関係機関と協議、調整を行い、円滑な事業推進を図ります。

【主要事業】

(1) 吉岡彌生※記念館の運営の充実

郷土の偉人を学ぶ教材として県内の小・中学校等に配布したアニメ「女子医学教育にかけた生涯~吉岡彌生*物語~」DVDを活用し、記念館サポーター制度の充実を図るとともに、市民の関心の高い健康の最新情報を発信するセミナーや各種講座を開催します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 吉岡彌生※記念館、東京女子医科大学大東キャンパス

事業内容
①特別展及び公開講座の開催

- ②健康セミナー等の開催
- ③夏休み企画「親子講座」の開催
- ④記念館サポーター活動の充実
- ⑤市民健康調査研究
- ⑥「はばたけ未来の吉岡彌生*賞」の実施

(2) 大須賀歴史民俗資料館等の運営の充実

収蔵民具の整理や展示の方法などを検討するとともに、大須賀歴史民俗資料館の活用を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 大須賀歴史民俗資料館、小・中学校他

事業内容 ①歴史民俗資料館講座(学習活用の日、民具展)

②民俗資料の保存活用

(3) 埋蔵文化財の発掘調査と保護意識の高揚

遺跡の状況を把握するための所在確認調査、記録保存を目的とした発掘調査、埋蔵文化 財を身近な郷土の歴史であると認識してもらうとともに、保護・保存に対する意識の高揚 を図るための講座などを開設します。

また、市内の遺跡から出土した遺物を貴重な資料として保存するとともに、郷土の歴史に対する理解を深めるために、展示品、学習教材などとして活用します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 ①確認調查·発掘調查 ②現地説明会

- ③夏休み文化財教室(市内小・中学校の児童・生徒を対象)
- ④出前文化財講座(市内小・中学校の児童・生徒を対象)
- ⑤出土文化財展(前年度の発掘調査の成果速報展)
- ⑥掛川考古展(テーマを設けて開催する埋蔵文化財の展示)
- (7) 埋蔵文化財センターでの出土遺物の管理及び活用

(4) 文化財の調査・保護・保存の推進

市民団体などとの連携し、協働*による文化財の調査、指定文化財の保護・保存、郷土の偉人の旧宅等の適切な管理を行います。

また、地域に伝わる民俗芸能や文化財の伝承・保護活動に取り組む保護団体、保存会などの活動を支援します。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 ①文化財保護審議会の開催

- ②中新井池オニバスの保護
- ③横須賀町番所施設管理
- ④松本亀次郎*公園管理
- ⑤八木美穂公園管理
- ⑥民俗芸能保存団体への支援
- ⑦文化財愛護団体への支援(平塚古墳保存会)

(5) 松ヶ岡プロジェクトの推進

松ヶ岡プロジェクト推進委員会や市民団体などと連携して、松ヶ岡の保存と活用について検討を進めるとともに、市民との協働による松ヶ岡周知活動や、小修理事業を推進していきます。また、松ヶ岡の修復へ向けて、基本設計、実施設計を策定し、修復工事に着手していきます。

事業期間 平成 26 年度~

事業箇所 南西郷 838 番地 (十王)

事業内容 ①松ヶ岡プロジェクト推進委員会での保存活用方針の検討

- ②松ヶ岡の周知活動
- ③市民主導による小修理事業
- ④松ヶ岡修復事業

(6) 史跡の保護・保存と活用の推進

国史跡「和田岡古墳群^{*}」、「高天神城跡^{*}」、「横須賀城跡^{*}」の維持管理と整備事業の推進を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 和田岡古墳群*、高天神城跡*、横須賀城跡*

事業内容 ①公有化事業

- ②史跡整備事業
- ③維持管理事業

■ 協働*による人づくり・まちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取組例)

(1) 子どもと真剣に向き合う

市民は、子どもとふれあう時間をできるだけ確保するとともに、自分の子どもと真剣に向き合うことで、子育てに対する責任を自覚し、健全な育成に努めます。

(2) 地域活動への参加促進

(3) 地域生涯学習センターと地区センターの活動

地域住民が主体となって、生涯学習の拠点として地域生涯学習センターと地区センター 活動の充実を図り、自らの自己実現やより良い地域づくりに活かします。

(4) 二の丸美術館友の会活動

二の丸美術館友の会は、文化芸術の普及と向上を図るため、美術館事業への協力及び支援を行い、市民に愛される美術館づくりを応援します。

(5) 二の丸美術館・ステンドグラス美術館・茶室・商店街の施設連携

現代アートを媒介にして街なかと美術館、茶室などへの人の流れをつくり、集客力の向上と街なかの活性化を図ります。

(6) 文化財保存会・研究会等活動の充実

市民により組織される文化財保存会、研究会等を中心として、文化財の保護・保存活動に取り組み、市民が文化財を身近で大切なものとして愛着を感じ、大切にしようとする意識の醸成を図ります。

(7) 掛川市体育協会によるスポーツの普及

市民の生涯スポーツの普及や競技力の向上を図るために、NPO法人**掛川市体育協会が中心となり、各種イベント、競技大会の開催及び選手、指導者の育成を進めます。

(8) スポーツ推進委員・B&G指導員による地域の体育活動振興

スポーツ推進委員・B&G指導員は、地域の体育活動振興のため、積極的にスポーツの 指導にあたるとともに、各種企画の立案を通じ、健康の輪が広がる地域づくりを行います。

(9) スポーツの実践による健康意識の高まり

市民は、健康を維持するためにスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加するとともに、健康に対する意識を高めます。

第4章 図書館

1 図書館サービスの充実

いつでも、誰でも、何にでも利用でき、掛川市民が真に充実した人生を過ごす ことが出来るよう支援します。

【現状と課題】

- (1) 身近に本に触れたり、図書館を利用するきっかけづくりのための施策が必要です。
- (2) それぞれの地域の特性を活かして図書館資料の充実を図っていますが、高度化・多様化する市民ニーズに対応する資料の収集と体系化(組織化)を行っていく必要があります。
- (3)貸出等に加え、レファレンスなどの情報サービス、創業支援など地域の課題に対応した サービス、多様な利用者に対応したサービスなどの向上が求められます。
- (4) 図書館を利用していない市民や、遠距離などの理由により利用が困難な市民に、図書館のPR等を行い、図書館の利用を働きかけていく必要があります。
- (5) 「こんにちはえほん」でよみきかせの大切さを伝えるとともに絵本を配布しています。 これをきっかけとして家庭でのよみきかせの継続を支援していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 読書活動の推進

「こどもの読書週間」、移動図書館、家庭文庫*等により読書活動の推進を図ります。

(2) 図書館資料の充実

各図書館の蔵書構成及び特色を考慮した収集、郷土資料の充実を図ります。

(3)貸出・情報提供・課題解決支援等のサービスの充実

貸出等の業務に加え、レファレンスサービス*などの情報サービス、創業支援など地域の課題に対応したサービス、多様な利用者に対応したサービスの充実に努めます。

(4) 利用者人口の拡大

図書館だより・広報紙・図書館ホームページ・SNS*による情報提供、移動図書館車の巡回等に努めます。

(5) こんにちは絵本事業

図書リスト・絵本講座などにより、家庭での継続的なよみきかせの支援に努めます。

【主要事業】

(1)読書活動の推進

「こどもの読書週間」や「秋の読書週間」などに講演会・読書講座・よみきかせ講座等を開催して読書活動の推進を図り、移動図書館、家庭文庫*の各事業により地域社会における読書活動の推進を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 ①「こどもの読書週間」「図書館フェスティバル」等での講座等の開催

- ②移動図書館車の巡回、家庭文庫※の推進
- ③学校との連携強化

(2)図書館資料の充実

市民の書斎・学習等の場として、市民ニーズに合わせた所蔵資料の充実を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 中央図書館・大東図書館・大須賀図書館

事業内容
①一般書、児童書の充実

②郷土資料、テーマ資料、視聴覚資料等の充実

(3)貸出・情報提供・課題解決支援等のサービスの充実

多様化する市民ニーズに対応するよう、貸出等の業務に加え、レファレンスサービス*などの情報サービス、創業支援など地域の課題に対応したサービス、多様な利用者に対応したサービスの充実に努めます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 中央図書館・大東図書館・大須賀図書館

事業内容 ①インターネット・レファレンスサービス*などの情報サービスの充実

②創業支援など地域の課題に対応したサービスの充実

③児童・高齢者・障がい者など多様な利用者に対応したサービスの充実

(4) 利用者人口の拡大

各図書館のイベントや図書館活動グループに関する情報などについて情報発信を行う ことにより、多くの市民に来館等していただけるよう利用促進を図ります。また、地域の 人々に図書館の利用を働きかけていくよう努めます。館内での軽食販売など利便性の向上 を図ります。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 ①図書館だより・広報紙・図書館ホームページ・SNS*等による情報提供

- ②講座・講演会などの開催
- ③移動図書館車の巡回
- ④館内での軽食販売など利便性の向上

(5) こんにちは絵本事業

未来を担う子どもの成長に欠かせない家庭での読書活動推進の重要性を支援・啓発する ため0歳児から絵本に親しむよう、絵本の配布などを行います。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 ①よみきかせの実践

②絵本配布 (6か月児、平成28年度からは2歳2か月児にも配布)

2 市民協働*による読書活動の推進

図書館と図書館活動グループが協働*、連携して様々な魅力あるイベント等を開催し、大勢の市民に参加してもらうことにより、利用者の拡大を図ります。

【現状と課題】

- (1) 多くの市民が参加できる魅力ある新たな事業を、図書館活動グループと協働*、連携して 実施していくことが必要です。
- (2)子どもたちが、様々な本と触れあうことによって、自ら生きる力*を身につけ、健やかに成長し、生涯を通じて人生を豊かに過ごす資質を養うことが必要です。

【施策の方向】

(1) 図書館フェスティバルなどの開催

読書活動の推進を図るため、図書館活動グループの参加・協力により、秋の読書週間の「図書館フェスティバル」や「夜の図書館」など、多くの市民が参加できる魅力ある各種行事を開催します。

(2) 掛川市子ども読書活動推進計画*の推進

家庭・地域・園・小・中・高等学校等が連携し、子どもの読書活動の推進を図ります。

【主要事業】

(1) 図書館フェスティバル、「夜の図書館」などの開催

図書館活動グループの参加・協力により、秋の読書週間に併せた図書館フェスティバル や「夜の図書館」などの開催により、読書の輪を拡げます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 中央図書館・大東図書館・大須賀図書館

事業内容 各図書館において各種講座、講演会、鑑賞会、展示、古本市等を催し、読書活動の推進や啓発などを実施し、広く読書のきっかけづくりを図ります。

(2) 掛川市子ども読書活動推進計画*の推進

「掛川市子ども読書活動推進計画*」により、子どもの読書活動を計画的に推進できるように努めます。

事業期間 平成 26 年度~30 年度

事業箇所 市内

事業内容 ①掛川市子ども読書活動推進計画*の進捗状況の把握、評価と見直し (平成28年度より第三次計画)

- ②家庭・地域・学校・幼稚園・保育所などとの連携強化
- ③移動図書館車の巡回、こんにちは絵本事業、よみきかせの実践

■ 協働*による人づくり・まちづくり(市民、市民活動団体、事業者の取組例)

(1) 図書館関連グループ活動の推進

市民ボランティアなどが中心となり、図書館・学校(園)等を拠点にしたよみきかせ活動、朗読ボランティア活動等を行い、読書を通じた生涯学習機会を提供します。

第5章 主要施策指標と現状値・目標値

	施策	指標	現状値 (H29)	最終目標 (H30)
		子どもが健全に成長していると思 う市民の割合	70%	75%
市民総ぐるみの教育	市民総ぐるみの教 育の推進	園・学校支援ボランティアの延べ人 数	108. 112 人	125,000 人
		地域行事へ参加した小中学生の割 合	89%	90%
生きる力*の基礎 育む教育内容の 実		園運営に満足している保護者の割 合	97%	98%
幼児教育	幼児教育士の資 質・意欲の向上	特別支援連携指導に満足している 園の割合	95. 8%	95%以上
	家庭や地域等と連携した園	安心して子育てができると感じて いる保護者割合	95%	98%
	「確かな学力」の向 上を目指す学校	国語・算数(数学)で全国平均正答率 を上回った割合	96%	96%
学校教育	豊かな感性、健やかな心身を育む学校	児童生徒が一か月に読んだ本の冊 数	小 13.6 冊、中 3.9 冊	小 14.0 冊、 中 4.1 冊以上
	安全・安心な学校給食の推進	地域防災訓練への参加率学校給食における地産地消の割合	40.8%	52%以上
	次代を担う青少年 健全育成の推進	声掛け運動申込者数 (20 歳以上累計)	17,657 人	18, 500 人
社会教育	家庭教育力の向上	家庭教育支援員および子育てサポーターの派遣述べ回数及び派遣延 ベ人数	40 回 139 人	60 回 180 人
	郷土の歴史や文化 を愛する心の育成	民俗資料や埋蔵文化財の展示会等 の来場者数	4,985 人 (1月現在)	5, 500 人
図書館	図書館サービスの	3館蔵書点数	655,000点	688,000点
L	充実	図書館入館者数	447,000 人	500,000 人

資 料

1 掛川市教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」策定委員会委員名簿

平成21年3月現在

役 職	氏 :	名	備考
委 員 長	山 﨑 保	寿	静岡大学教育学部 教授
副委員長	和久田雅	之	掛川市図書館協議会 会長
委 員	宇佐美千	穂	掛川市民大学院生
委 員	大 塚 裕	彦	青年会議所 理事長
委員	佐藤幸	枝	市立園長会(乳幼児センターすこやか 園長)
委 員	鈴 木	綠	掛川市校長会(中央小学校 校長)
委 員	角 一	幸	(株)つま恋 代表取締役社長
委 員	増 田	豊	生涯学習アドバイザー室長
委 員	山下	徹	㈱静岡新聞社 編集局整理部 専任部長
委員	依 田 美 智	子	PTA連絡協議会 会長(第一小学校)

事務局名簿

平成21年3月現在

役	職	氏	•		名	備	考
教育	1 長	杉	浦	靖	彦		
教育	次長	Ш	隅	庄	_		
課	長	内	海	和	夫	学校総務課	
課	長	青	野	雅	和	学校教育課	
課	長	平	出	行	良	幼児教育課	
課	長	中	Щ	富	夫	生涯教育課	
館	長	大	川原	淳	哲	図書館	

2 掛川市教育振興基本計画「人づくり構想かけがわ」策定経過

平成 20 年

5月29日 · 教育委員会5月定例会

「人づくり構想かけがわ」策定委員会設置の目的、組織の体制、所掌事務等について報告される。

5月30日 ・「人づくり構想かけがわ」策定委員会設置要綱施行 委員は10人程度。任期は、平成21年3月31日まで。

> ・第1回「人づくり構想かけがわ」策定委員会 策定方針(構想骨子、策定体制、策定スケジュール等)が決定される。

6月20日 ・第1回「人づくり構想かけがわ」推進本部会議(市長と教育委員会との連絡会議) 策定委員会設置の目的、組織の体制、所掌事務及び「人づくり構想かけがわ」 策定方針(構想骨子、策定体制、策定スケジュール等)が報告される。

8月27日 • 教育委員会8月定例会

「人づくり構想かけがわ」の策定状況及び策定スケジュールについて報告される。

8月29日 ・第2回「人づくり構想かけがわ」策定委員会

「人づくり構想かけがわ」の第1部序及び第2部総論について検討される。

10月31日 ・第3回「人づくり構想かけがわ」策定委員会 「人づくり構想かけがわ」の第3部各論について検討される。

平成 21 年

1月22日 ・第4回「人づくり構想かけがわ」策定委員会 「人づくり構想かけがわ」(案)について検討される。

1月23日 ・教育委員会1月定例会

「人づくり構想かけがわ」(案)について協議される。

2月1日 ·「人づくり構想かけがわ」(案)を市のホームページに公開 市民からの意見が募集される。

3月9日 ・第3回「人づくり構想かけがわ」推進本部会議 「人づくり構想かけがわ」(案) について協議される。

3月13日 ・第5回「人づくり構想かけがわ」策定委員会 「人づくり構想かけがわ」(案)が確認される。

3月16日 ·「人づくり構想かけがわ」策定委員会答申 策定委員会正副委員長から教育長に答申書が手渡される。

3月25日 · 教育委員会3月定例会

「人づくり構想かけがわ」が決定される。

平成 22 年

3月25日 · 教育委員会3月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 23 年

1月24日 · 教育委員会1月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 24 年

2月24日 教育委員会2月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 25 年

3月27日 · 教育委員会3月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 26 年

3月26日 · 教育委員会3月定例会

掛川市教育振興基本計画(後期)「人づくり構想かけがわ」が決定される。

後期計画策定 事務局名簿

平成26年3月現在

役職	氏	名	備考
教育長	浅井	正人	
教育次長	平出	行 良	
課長	中 根	純 一	学務課長
課長	佐藤	嘉 晃	学校教育課
課長	松浦	充	幼児教育課
課長	松本	一 男	社会教育課
館長	大 石	弘美	図書館
室長	平 野	功一	教育政策室
指導主事	豊田	彰 規	教育政策室教育企画係

平成 27 年

3月27日 • 教育委員会3月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 28 年

3月23日 • 教育委員会3月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 29 年

3月23日 • 教育委員会3月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 30 年

3月26日 ·教育委員会3月定例会

「人づくり構想かけがわ」の改訂が決定される。

平成 30 年度版策定 事務局名簿

平成30年3月現在

役職	氏	ŕ	Ż	備考
教育長	Ц 🖽	文	子	
教育部長	笹	本	厚	
課長	中中	弘	_	学務課
課長	杉 浦	雅	美	学校教育課
課長	榛 葉	貴	昭	社会教育課
館長	奥 野	寿	夫	図書館
課長	松浦	大	輔	こども希望課
室長	増	田	忍	教育政策室
係長	鈴 木	純		教育政策室教育政策係
指導主事	横井	和	好	教育政策室教育政策係



平成29年度



第11回かけがわ教育の日



お茶の間で文化・芸術を語ろう 茶エンナーレの掛川で感性豊かな子育でを

平成29年11月18日(土)掛川市文化会館シオーネにて開催され、およそ600 人の市民が参加しました。

ーブニングアトラクション



「大東ふるさと太鼓」の皆様 による和太鼓の迫力ある演奏が 行われました。遠州灘海岸をイ メージし、寄せては返す波、海 に吹く風の音を表現した「海」、 大空を縦横無尽に飛び回り、夢 と希望を持ったツバメを思い描 いた「翼」の2曲を演奏してい ただきました。

地元の伝統芸能の素晴らしさ を感じました。

しずおか市町対抗駅伝牡行会



掛川市の代表として「しずお か市町対抗駅伝」に出場する選 手から決意が語られました。

これまでの練習の成果を発揮 し、選手の皆さんが一致団結し て昨年度の成績を上回ることを 願っています。

掛川市民みんなで、選手の皆 さんを応援します。

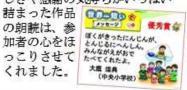
世界―短いメッセージ表彰



過去最多の応募となる9,361作 品の中から選ばれた優秀12作品 の表彰を行いました。

短い言葉の中に、家族への優 しさや感謝の気持ちがいっぱい

加者の心をほ っこりさせて くれました。



基調講演



前静岡文化芸術大学学長の熊 倉功夫氏より「お茶と食べもの-日本人のくらしぶり-」を演題に 御講演をいただきました。

海外で高い評価を得ている和 食ですが、日本では、社会構造 の変化によって途絶えてしまう 可能性が高まっていることに対 して、次の世代へ引き継いでい く必要性を強く感じました。

宝跳発表



掛川市文化協会大東支部の皆 様の御協力により開設された 「大浜中ギャラリー」。生徒や 職員、地域の皆様の憩いの場と なっています。また、美術作品 を作成した大浜中卒業生との交 流も行われ、夢を実現した先輩 を身近に感じる貴重な機会とな りました。当日は、中学生が操 作するPepperが上手に発表を行 いました。

かけがわお茶の間宣言



能倉功夫氏と山田教育長が 「かけがわお茶の間宣言」の前 文を朗読し、最後に教育長の 「子育て・人づくりは」のかけ 声に、会場全員で「お茶の間か ら」と唱和しました。

掛川市教育委員会では、我が 家の「お茶の間づくり」を広げ ていきます。

- 「かけがわ教育の日」実行委員会・掛川市・掛川市教育委員会 ■主催
- 「かけがわ教育の日」協力団体協議会 ■協力



4 「中学校区学園化構想*」



中学校区学園化構想

掛川市

~ 学校・家庭・地域が連携して子どもを育む教育 ~

保幼小中一貫教育

保幼小中一貫研修会 保幼小中(高)の交流



図・学校支援ボランティア H29 のべ 108, 112 名 のべ 11.984 日

子ども管成支援保護会

[学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの性格をもつ組織]





















市民総ぐるみで子どもを育てましょう!

「かけがわ学園放送(掛川市HP)」から各学園活動を発信中

かけがわお菜の間宣言

人づくりの土台は、「お茶の間」にあります。誕生から、子育てやしつけなど、人としての在り方を「お茶の間」で学ぶところから出発します。そして、学校や地域、社会に出て、多くの人とのかかわりから学び、また「お茶の間」に戻って安らぎやこころざしが生まれていきます。

「お茶の間」は家族が集い、語り、学び、伝え、そして育むところ。お茶どころ掛川に住んでいる私たちは、「お茶の間」を今こそにぎやかにして、家族の団らんから生まれる財産をもとに、豊かな広がりのある人づくりにつなげていきます。

ここに私たちは、我が家の「お茶の間」づくりを広げていくことを宣言します。



☆掛川市教育委員会 平成26年1月12日宣言

「お茶の間」は、 新しい言葉を知る 私の小さな国語のじゅ業。

家族がわかる野球の話。 ぼくのエラーを家族は楽しく 「ヒット」にかえる。

Ve

しょうぎやろう、竹ぶえ作ろう、 ナイフでえん筆けずるのもじいじ が教えてくれたんだ。

兄弟でチャンネル奪い合っての タご飯。だけどけっきょく父の一言 **▽「ニュースにしろ」**

あのね、あのね、おはなししたい ことがたくさんあるよ。 ぱぱききねえねじゅんび O K ! ?

人づくりの土台は、「お茶の間」にあります。誕生から、子育でやしつけなど、人としての在り方を「お茶の間」で学ぶところから出発します。そして、学校や地域、社会に出て、多くの人とのかかわりから学び、また「お茶の間」に戻って安らぎやこころざしが生まれていきます。「お茶の間」は家族が集い、語り、学び、伝え、そして育むところ。お茶どころ掛川に住んでいる私たちは、「お茶の間」を今こそにぎやかけてして、家族の団らんから生まれる財産をもとに、豊かな広がりのある人づくりにつなげていきます。

ここに私たちは、我が家の「お茶の間」づくりを広げていくことを宣言します。

平成26年1月12日宣言



我が家のお茶の間宣言

子育で・人づくいは 赤茶の間から

世界農業遺産「茶草場農法」のまち



子どもたちの未来のために

が発の過言言



ぼく**3**さい。ぼくがわらえば かぞくもえがお。

「お茶の間」は、家族と一緒で 楽しさ2倍悲しさ半分

インターネットを使わずに、 おじいちゃんおばあちゃんに 聞いてみよう!!

√ 家に着いて玄関をあける。
「ただいま。今日ね…」とさっそく
近況報告発表会。

弟とけんかはするけれど、だいすきだ。 こんどこそやさしくするぞ、でもけんか。

みんなが笑うと私も笑う。私が笑うとみんなも笑う。笑顔でつながるコミュニケーション。

お茶の間で 心豊かな子に育ち 親となりて 子を育て 次めて知る親の深い愛

市民から集めたお茶の間宣言 第2弾(12点) 平成28年11月19日

☆掛川市教育委員会

6 用語解説

■あ行

[ICT]

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT (Information Technology) が同義で使われているが、ITに Communication (コミュニケーション) を加えたICTの方が、国際的には定着している。

【アクティブ・チャイルド・プログラム】

子どもの発達段階に応じた体力向上プログラム。元気で活動的な子どもを育むために、「やってみたい」「面白い」と感じるような運動遊びを提案し、支援や環境を工夫する。

【アナフィラキシーショック】

アレルギー反応の一つで、全身的な症状が短時間のうちに起こる特徴があり、血圧低下や意識障害などのショック症状を伴う状態のこと。そのため、生命をおびやかす危険な状態を引き起こす恐れがある。アナフィラキシーとは、じんましんや腹痛など一つの臓器にとどまらず、皮膚や呼吸器など複数の臓器に症状があらわれること。

【生きる力】

子どもたちに身に付けさせたい力の総称。文部科学省が提唱しているもので、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力*」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

【いじめ防止対策推進法】

大津市のいじめ自殺事件などを受け平成25年6月に成立、同年9月28日に施行された。学校や自治体にいじめ防止に必要な組織を置くことや、道徳教育や体験学習の充実、いじめた子への懲戒や出席停止措置などを盛り込んでいる。

【NPO法人】

特定非営利活動促進法に基づく法人資格を取得した特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体。(Nonprofit Organization)

[SNS]

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上で、人同士が社会的なつながりを作り出すサービスのこと。日記を書いたり、誰かが書いた日記にコメントをつけたりすることで、情報交換や会話を楽しむことができる。

■か行

【かけがわお茶の間宣言】

平成25年度、市民からの公募作品を基に教育委員会が策定した「宣言」。「子育て・人づく

りはお茶の間から」をサブテーマとし、人づくりの土台である家庭において、家族が集う「お茶の間」の役割を再確認していくことで、家族団らんから生まれる財産をもとにし、豊かな広がりのある人づくりにつなげていくことを目的としている。平成28年度に新たに公募し12作品を追加した。

【かけがわ学力向上ものがたり】

「学力」とは何かを学校・家庭・地域で共通した理解をして、どのようにしたら学力の向上が図れるか、その理念や方法等を「ものがたり」としてまとめたもの。構成は、序章「かけがわ学力向上ものがたり」策定のねらい、第1章「学力」とは、第2章「全国学力・学習状況調査」の分析から、第3章 学びのものがたり、第4章 家庭のものがたり、第5章 我が校のものがたり(※各学校で作成)となっている。

【かけがわ教育の日】

初開催は平成19年度。その後11月の第三土曜日を基本に毎年開催している。市民一人一人が教育の重要性を認識し、学校、家庭及び地域等が連携して、教育のあり方を考え、行動するための契機とし、教育の振興を図ることを目的としている。また、開催にあたっては、教育を支援している団体による「かけがわ教育の日」協力団体協議会が組織されている。(平成29年度現在、協力団体数は48団体。)

【掛川市子ども読書活動推進計画】

平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、次いで本県が平成16年1月に「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定したことから、掛川市の子どもの読書活動を計画的に推進するために、平成17年9月に第一次計画を、平成24年3月には第二次計画、平成28年4月には第三次計画を策定した。読書環境の整備充実、学校、家庭及び地域住民等との連携、読書活動の重要性の啓発など、諸施策が盛り込まれている。

【掛川総合スポーツクラブ】

通称「掛スポ」は地域住民のスポーツ参加率向上を目指して平成 17 年4月からスタートした 総合型地域スポーツクラブ。多彩な種目を多世代で楽しめるプログラムを年間定期開催すること により、掛川地域の生涯スポーツ普及、競技力向上、体力向上、健康増進に寄与している。

あらゆる年代の市民が、生涯を通じスポーツ・レクリエーションが楽しめる環境づくりと、健康で豊かな生涯学習社会に向けた「スポーツによる地域づくり」を推進している。

【かけがわ道徳】

掛川ならではの題材を取り入れたり、地域人材を活用したりした道徳の授業をいう。掛川の子どもたちが地域の先人の生き方に触れ、また、様々な体験活動を通して自己の生き方について考えを深め、郷土を誇る心をもち、夢にむかってたくましく生きることをねらいとしている。

【かけがわ乳幼児教育未来学会研究部会】

掛川市内の公立園・私立園・保育園・幼稚園・認定こども園*・小規模保育所・認可外保育所などの乳幼児保育・教育関係者が、子どもたちの未来のために「協働」の理念でつながり、切磋琢磨して実践研究を展開し「質の高い保育・教育」をつくりだす、掛川ならではの一体感のある新たな教育研究組織。園経営研究部・教育研究推進部・遊び研究部・健康安全研究部・特別支援教育研究部の5つの研究部の計画に基づき、研修を進めている。

【学校評価システム】

自己評価として、教員が学校(園)運営や教育活動の評価を行い、学校関係者評価として、保護者や地域の方々に評価委員をお願いし、学校に対して意見してもらう。そして、各学校(園)は、設定した目標に対して、それぞれの評価を参考に達成度を測定し、必要に応じて改善を図る。これらを外部に公表することで、説明責任を果たすとともに、改めて学校・家庭・地域社会の連携を図る。

【家庭文庫】

子どもが本に親しみ、読む楽しさを体験できるよう、地域の施設や家庭でよみきかせや子ども の本の貸出しなどを行っている。市民による子ども読書推進活動の一環として設置している。

【キャリア教育】

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性 を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

【協働】

本市では、従来の協働の概念「市民、企業、行政が協力して取り組む活動」をさらに一歩進め、「地域社会の多様な構成員が、それぞれの役割を担い、自らが汗をかいて地域社会をともに支える活動」自体を「協働」として捉えている。

【勤労】

「積小為大」という言葉に代表される考え方。大きな目標に向かって行動を起こすとしても、 小さなことから怠らず、つつましく勤めなければならないということ。「今まく木の実、後の 大木ぞ」という二宮尊徳の有名な言葉が残されている。

【グローバル化】

これまでの国家や地域などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程。

【公共施設間ネットワーク】

市民向けの情報の発信、市民からの意見・生活情報の受信を行うことができる情報提供ネットワークシステムのハード基盤として、また学校での情報教育の基盤として、市役所、小・中学校、学習センター、中央図書館、地域学習センター等の間を結ぶ高速ネットワーク網。

【校内LAN】

学校内のコンピュータをネットワークで接続したシステム。学校の中で、教員が指導案や教材などを共有したり、子どもたちの学習成果を保存・発表したり、電子メールなどで交流したりすることが可能。さらにインターネットや地域の教育用イントラネットと接続することにより、すべての教室の端末から、インターネットにアクセスすることが可能になるなど、これからの学校の情報化に不可欠な学習環境。(LANはLocal Area Network の略で、日本語では「構内通信網」と訳される。)

■さ行

【し~すぽ】

大東体育館と大須賀体育館を統合して平成25年度に完成した南体育館の愛称。非常時の防災機能を備えた屋内体育施設。

【自己肯定感】

自分自身の存在に対する認識として、自らの身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情のこと。自己肯定感が低いと、自分を疑い優柔不断であるために、能力を発揮できず、また周囲の影響を受けやすい。自己肯定感が高いと、自分がうまくやれることを予想し、目標に対して積極的に向かっていき、その努力が報われることが多い。そして、同時に相手を大切にし、貫容になれると考えられている。

【至誠】

報徳の教え**の一つであり、至誠とは真心を指す。すべてのものに良い結果を与える理念として、「真心をもって事にあたる」ことを尊徳は教えている。人に対して才知や弁舌は有効かもしれないが、鳥獣や草木を説くことはできない。至誠と実行は米麦、野菜、うり、なす、草木にまで繁栄を及ぼす重要な教えであると説いている。

【小中一貫教育】

小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。また、学校教育法の改正により、平成28年度から、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」を新たな学校の種類として制度化された。

【食育】

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。平成17年に成立した食育*基本法においては、「生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの」と位置づけられている。単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育のこと。

【推譲】

肉親・知己・郷土・国のため、あらゆる方面において、譲る心を持つべきであるという考え。 分度**をわきまえ、少しでも他者に譲れば、周囲も自分も豊かになるものだという教え。

【スクールカウンセラー】

教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。略称は「SC」である。

【スクールソーシャルワーカー】

主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家のうち、教育機関においてその任に 就くもの。略称は「SSW」である。

【総合的な学習の時間】

児童、生徒が自発的に横断的・総合的な学習を行う時間。学習指導要領が適用される学校のすべて(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)で平成12年から段階的に始められた。この時間は、国際化や情報化をはじめとする社会の変化をふまえ、子どもの自ら学び自ら考える力などの全人的な生きる力*の育成を目指し、教科などの枠を越えた横断的・総合的な学習を行うために生まれ、ゆとり教育と密接な関連性を持っている。特徴としては、体験学習や問題解決学習の重視、学校、家庭及び地域等との連携を掲げていることであり、学習指導要領では、国際理解、情報、環境、福祉・健康などが例示されている。

■た行

【高天神城跡】

上土方嶺向・下土方にある山城で、室町時代に今川氏の支城になり、その後、徳川氏と武田氏が争奪戦を繰り広げた。三方が断崖絶壁の自然地形を巧みに利用した一城別郭式の城郭構造を持つ城跡。

【確かな学力】

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、幼児教育においては思考力・判断力・表現力など、学校教育においては、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

【地縁】

住んでいる土地、過去に縁のあった土地といったつながり合いのこと。地域共同体、町内会、 向う三軒両隣といった近隣住民の生活上の助け合い、相互扶助のこと。

【中学校区学園化構想】

各中学校区の園・学校が連携を強化して子どもの教育にあたるとともに、地域コーディネーターを中心とした園・学校支援ボランティアを活用した教育活動を展開するなど、学校・家庭・地域が連携して子どもを育む教育を推進すること。

【通学合宿】

異なる学年の子どもが、地域の宿泊可能な施設(公民館、集会所等)で一定期間共同生活を行いながら学校に通う体験学習。食事の準備や掃除などの基本的な生活体験を共同で体験することにより、集団生活への適応力、生活技能などを身に付ける機会となり、自主性・社会性・協調性・我慢する力などを育てる。

[DV]

ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」の略。直訳すると「家庭内暴力」のこと。一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されているが、場合によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

【特別支援教育】

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

■な行

【日本語初期指導教室(虹の架け橋教室)】

公立小中学校への就学を希望する日本語が十分ではない外国籍児童生徒に、就学前に日本語の基礎や、学校のルール等を指導する教室。菊川市・御前崎市・掛川市3市の協議会が、「NPO 法人 インターネットスクール協会静岡事務局」に委託している。

【認定こども園】

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。 0 歳から就学前までのすべての子どもを対象にした教育・保育の提供を行う。

■は行

【発達相談支援センター】

平成30年4月、希望の丘地内に開設予定。発達に不安を抱える本人や家族からの相談を受けとめ、一人一人が孤独にならないよう、寄り添いながら、早期に必要な医療機関や発達に関する支援機関と連携し、安心して生活を送ることができるよう支援していくことを目的として設置し、その中心的な役割を担う。

【プログラミング教育】

子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを

体験させながら、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育む教育のこと。

【分権型社会】

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治体に広く分散させ、地域のことはそこに住む住民が決められる社会。

【分度】

適量・適度のこと。分度をしっかり定めないままだから、困窮してしまうし、暮らし向きも 楽にならない。家計でも仕事でも、現状の自分にとってどう生き、どう行うべきかを知ること が大切だという考え。

【放送大学】

通信制による教育を行う教育研究組織(学部と大学院)を置く通信制大学で、単位認定試験に合格すると大学卒業に必要な単位を取得できる。掛川教室(中央図書館内)は、DVDなどで授業の再視聴ができる。

【報徳の教え】

「人間は、勤労*に励み、合理的に生産することによって、自然や祖先に報いなければならない」と説いた二宮尊徳の教え。報徳の教えを形成する四つの柱は至誠*、勤労*、分度*、推譲*という言葉であらわされる。

■ま行

【松本亀次郎】

慶応2年(1866年)~昭和20年(1945年)。教育者。慶応2年(1866年)遠江国城東郡嶺村 (現・掛川市上土方嶺向)で生まれた。明治時代末から昭和初期にかけて中国人留学生の教育に 尽くした。

■や行

【要支援家庭】

保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭。

【幼稚園教育要領】

文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準のこと。幼稚園で実際に教えられる内容 とその詳細について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めている。国立園、公立園、私立園 を問わずに適用される。

【幼保園の理念】

感性豊かで生きる力をそなえた子どもに育てるために、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である乳幼児期の保育・教育を、就学前教育として一元的にとらえ、どの子にも一人一人の発達の課題に即した質の高い保育を行う。

(平成12年12月 掛川市「(仮称)幼保園」建設検討委員会報告書より)

【幼保一体化】

3歳から5歳の幼児については、幼稚園・保育園の別なく、より豊かな体験の場に、そして 就学前の教育として一体的にとらえて保育の充実を図ること。

【幼保再編計画】

旧掛川市が、乳幼児のよりよい保育環境をめざして平成11年度に策定した計画で、市内の公立幼稚園12園と私立幼稚園1園、公立保育園3園と私立保育園5園の合計21園について、幼稚園と保育園を一体化した6つの幼保園と2つの幼稚園に再編する計画のこと。

【横須賀城跡】

山崎・横須賀・西大渕にある平山城で、天正8年(1580年)に高天神城攻めの徳川氏の拠点として築かれた。江戸時代には、禄高2万5千石から5万5千石の大名の居城であった。

【吉岡彌生】

明治4年(1871年)~昭和34年(1959年)。日本の教育者、医師。明治4年(1871年)遠江 国城東郡嶺村(現・掛川市上土方嶺向)で医家鷲山養斎の次女として生まれた。明治の時代、当 時としては稀な女性医師として身を立て、東京女子医大の前身である東京女医学校を創設した。

■ら行

【レファレンスサービス】

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員が情報や資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。また、需要の多い質問に対して、予め書誌・索引などの必要な資料を準備・作成する作業もこれに付随した作業である。

■わ行

【和田岡古墳群】

吉岡・高田・各和の原野谷川右岸の河岸段丘上に築かれた、5世紀代と推定される古墳群。全長 60mを越える前方後円墳である各和金塚古墳・瓢塚古墳、全長 50m前後の前方後円墳である 吉岡大塚古墳・行人塚古墳、直径 30mの円墳である春林院古墳が史跡に指定された。